

平成21年度 第1回中部ブロック発注者協議会

次 第

日時：平成21年 5月13日

10:30～12:00

場所：ホテル名古屋ガーデンパレス

1. 開 会

2. 挨 拶

国土交通省 中部地方整備局長

3. 議 事

(1) 経済情勢を踏まえた公共工事発注の取り組みについて

(2) 建設生産システムの適正化について

(3) その他

4. 閉 会

農林水産省 東海農政局長

平成21年度 第1回中部ブロック発注者協議会

出席者名簿

所 属	役職名	氏名	備 考
警察庁中部管区警察局	総務監察部長	直江 勇一	
警察庁中部管区警察学校	学校長	木下 外晴	
財務省東海財務局	総務部長	加藤 正樹	代理 会計課長 中川 隆
財務省名古屋税関	総務部長	菅原 元信	代理 会計課長 鈴木 正紀
国税庁名古屋国税局	総務部次長	森永 良雄	代理 課長補佐 鈴木 公達
厚生労働省東海北陸厚生局	局長	麦谷 眞里	欠席
厚生労働省岐阜労働局	局長	藤井 龍一郎	欠席
厚生労働省静岡労働局	局長	岩本 俊也	欠席
厚生労働省愛知労働局	局長	中沖 剛	欠席
厚生労働省三重労働局	局長	柳瀬 倫明	欠席
農林水産省東海農政局	局長	竹森 三治	
林野庁中部森林管理局	局長	城土 裕	代理 総務課専門官 大屋 孝好
経済産業省中部経済産業局	総務企画部長	獅山 有邦	代理 会計課長 林 祐一
国土交通省中部地方整備局	局長	佐藤 直良	
国土交通省中部運輸局	局長	中田 徹	代理 総務部長 山田 透
海上保安庁第四管区海上保安本部	総務部長	廣嶋 彰	
環境省中部地方環境事務所	所長	市原 信男	代理 統括自然保護企画官 田村 省二
岐阜県	副知事	西藤 公司	代理 県土整備部次長 片桐 卓朗
静岡県	副知事	花森 憲一	代理 建設部理事 前田 克己
愛知県	副知事	西村 眞	代理 建設部技監 葛島 隆二
三重県	副知事	江畑 賢治	代理 県土整備部長 北川 貴志
静岡市	副市長	福本 俊明	代理 建設局長 富野 哲郎
浜松市	副市長	花嶋 秀樹	代理 土木部長 松井 充
名古屋市	副市長	住田 代一	代理 財政局契約管理監 佐治 享一
岐阜県市長会	市長会会長	細江 茂光	欠席
静岡県市長会	市長会会長	小嶋 善吉	欠席
愛知県市長会	市長会会長	榊原 伊三	欠席
三重県市長会	市長会会長	亀井 利克	欠席
岐阜県町村会	町村会会長	稲葉 貞二	欠席
静岡県町村会	町村会会長	深澤 進	欠席
愛知県町村会	町村会会長	近藤 徳光	欠席
三重県町村会	町村会会長	長谷川 順一	欠席
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	支社長	岩田 久志	代理 副支社長 吉岡 博幸
(独)都市再生機構中部支社	支社長	横山 哲郎	代理 業務部長 萩田 雅也
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	所長	東海林 幸夫	代理 副所長 内田 雅大
(独)水資源機構中部支社	支社長	丸山 和彦	
(独)森林総合研究所森林農地整備センター中部整備局	局長	平澤津 好正	欠席
岐阜県道路公社	理事長	藤井 徳介	代理 常務理事 星野 勝美
静岡県道路公社	理事長	村松 靖則	代理 道路部長 正岡 泰
愛知県道路公社	理事長	江坂 正安	
三重県道路公社	理事長	高杉 勲	代理 理事 溝端 一雄
名古屋高速道路公社	理事長	森 徳夫	代理 副理事長 馬場 直俊
名古屋港管理組合	副管理者	山田 孝嗣	代理 建設部長 長尾 登起夫
四日市港管理組合	副管理者	佐藤 清	代理 経営企画部次長 須崎 演教
日本下水道事業団東海総合事務所	所長	吉川 開二	
法務省名古屋法務局	-	-	欠席
名古屋高等裁判所	会計課 課長補佐	-	代理 会計課企画官 飯田 雄平

資料－１

経済情勢を踏まえた公共工事発注の取り組みについて

平成21年5月13日

「経済危機対策」一骨格一

「経済危機対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」

経済危機対策克服の道筋

1. 「2つの危機」に直面する日本経済

- ◆「短期的な危機」―「底割れ」のリスク
- ◆「構造的な危機」―世界経済の「大調整」への対応

2. 「危機克服」の基本方針

(基本方針1)国民と一体となった対応
(基本方針2)経済局面に応じた対応
(基本方針3)多年度を視野に入れた包括的な対応

3. 対策の規模と効果

- ・対策の規模:
国費15.4兆円程度・事業費56.8兆円程度
- ・平成21年度実質GDP成長率の押し上げ効果:
2%程度
- ・需要拡大による雇用創出
40~50万人程度(1年間)

I. 緊急的な対策―「底割れ」の回避

1. 雇用対策

- ・雇用調整助成金、再就職支援・能力開発等

2. 金融対策

- ・中小等資金繰り、株式市場等

3. 事業の前倒し執行

- ・過去最高水準の前倒し
- ・H21年度当初予算の上半期契約率8割を目指し最大限努力

II. 成長戦略―未来への投資

1. 低炭素革命

- ①太陽光発電②低燃費車・省エネ製品等③交通機関・インフラ革新④資源大国実現

2. 健康長寿・子育て

- ①地域医療・医療新技術②介護職員の処遇改善・介護拠点整備③子育て・教育支援

3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備

- ①某屋漁業②先端技術開発・人材力強化・中小企業支援③地域連携と競争力強化の基盤整備④ITなど

III. 「安心と活力」の実現―政策総動員

1. 地域活性化

- ・地域交通の活性化等
- ・まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等

2. 安全・安心確保等

- ・社会保障
- ・防災・安全対策
- ・消費者政策の抜本的強化等

3. 地方公共団体への配慮

- ・地方公共団体への財政支援等

IV. 税制改正

- ・住宅取得のための時限的な贈与税の軽減
- ・中小企業の交際費課税の軽減
- ・研究開発税制の拡充

財源等

国費と事業規模

財源

中部ブロック発注者協議会
経済情勢を踏まえた公共工事発注の取り組み方針について(案)

1、公共工事の前倒し執行に向け以下の事項に関し、最大限努力する

- ・事業の前倒し執行、経済危機対策として、早期発注を実施
- ・早期発注の取り組みは関係市町村においても積極的に実施
- ・早期発注の取り組み状況の定期的なとりまとめ

2、地域経済対策として地域建設企業の振興に適切に取り組む

中部地方整備局 経済情勢を踏まえた公共工事発注の取り組みについて

予算執行に係る負担の軽減や効率的な執行を目指し、以下の取り組みを実施

- 工事発注において、総合評価落札方式の弾力的運用
 - ・形式選定方法の見直しによる入札契約手続きの簡素化
 - ・実績を重視した総合評価落札方式の適用・拡大
- 概略概数発注等の積極的な実施
 - ・一般的な施工条件であり、詳細設計後に概算数量が大幅に変更されない工事に適用
 - ・詳細設計と工事を並行実施
- 指名競争入札の適用範囲拡大
 - ・工事のための詳細設計業務等について、指名競争入札方式を活用して手続きを簡素化
- 工事執行の計画的管理
 - ・工事発注に要する期間短縮や検査業務の効率化を図りつつ、工事の計画的な執行を目的として執行プロセスを適切に管理
- 見積りを活用した工事積算の効率化（試行）
 - ・見積りの適用範囲の拡大等

東海農政局 経済情勢を踏まえた公共工事発注の取り組みについて

○入札手続き期間の短縮

- ・小規模で工期が限定される工事について、標準日数の短縮を実施

○提出資料の簡素化

- ・小規模で工期が限定される工事について、発注手続き書類の簡素化を実施

○概算数量発注等の積極的实施

- ・標準断面図等による概算数量の算出により、積算を簡素化

○早期発注に向けた発注者側の体制強化

- ・土地改良技術事務所の事業所支援の充実による体制を強化

中部4県における経済情勢を踏まえた公共工事発注の取り組みについて

岐 阜 県

○公共事業の前倒し執行

- ・平成21年度当初予算の上半期の発注率について、特別な事情があるものを除き8割を目標に最大限努力

静 岡 県

○公共事業の前倒し執行

- ・平成21年度当初予算の上半期の前倒し発注に関する数値目標について検討中

○入札・契約事務の簡素化

- ・制限付き一般競争入札における資格確認業務の簡素化等

愛 知 県

○公共事業等の前倒し執行

- ・平成21年度当初予算の上半期の契約率について、80.4%を目標とする。

○入札契約手続き期間の短縮

- ・一般競争入札における事後審査方式の徹底、工事内容に応じた見積の期間設定等

三 重 県

○公共事業の前倒し執行

- ・平成21年度当初予算の上半期8割の発注を目指し最大限努力する

○地域企業優先の発注

- ・総合評価落札方式において地域経済への貢献度(県産材の使用・県内企業施工)の評価等を実施

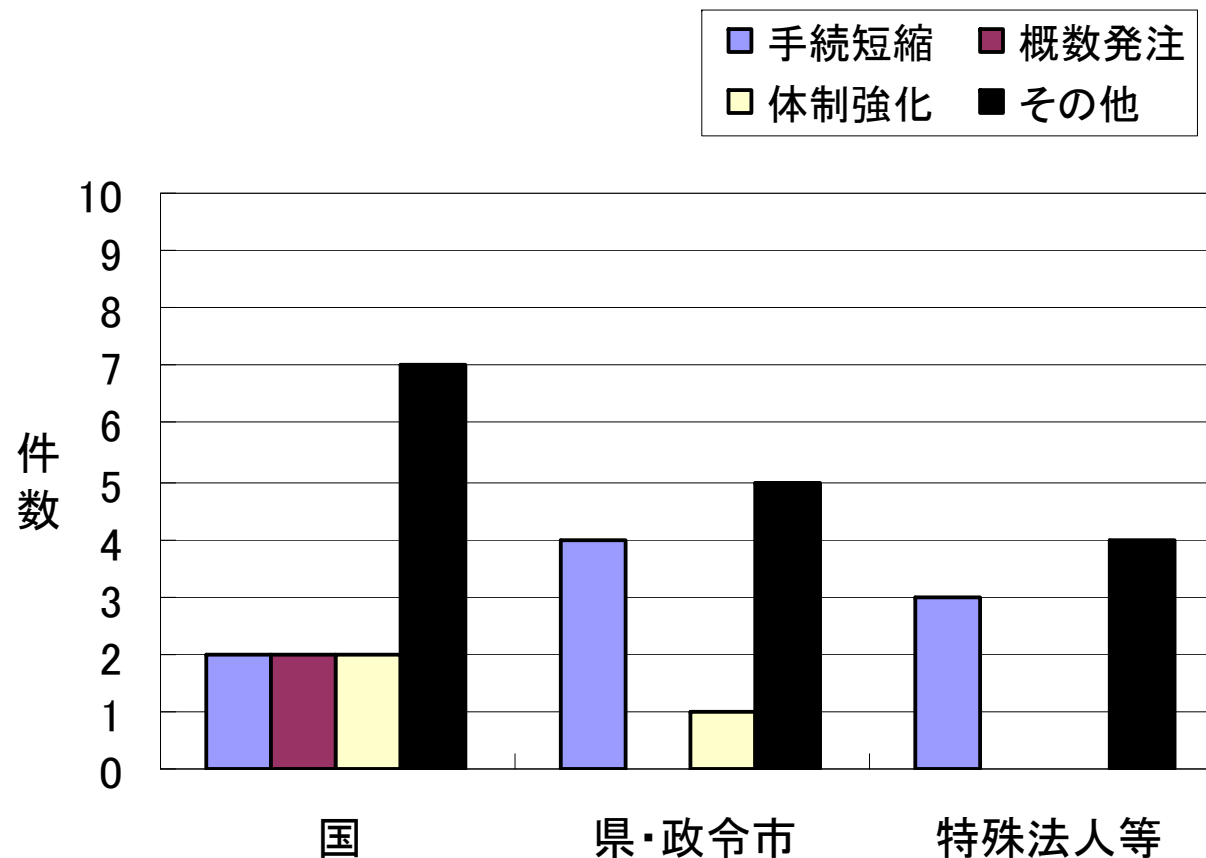
○総合評価落札方式の弾力的運用

- ・簡易型の簡素化(提案数の削減)等

○発注支援業務の積極的活用

- ・図面作成作業業務委託の積極的活用等

中部ブロック発注者協議会 各機関における予算の早期発注に向けた新たな取り組みについて



※データは平成20年度4月23日までの集計値である。
※市町村を除く

国：国（17機関）
県・政令市：4県3政令市（7機関）
特殊法人等：特殊法人など（13機関）

波及効果分析からみた公共事業への投資効果(試算)

インフラ建設中の
フロー効果

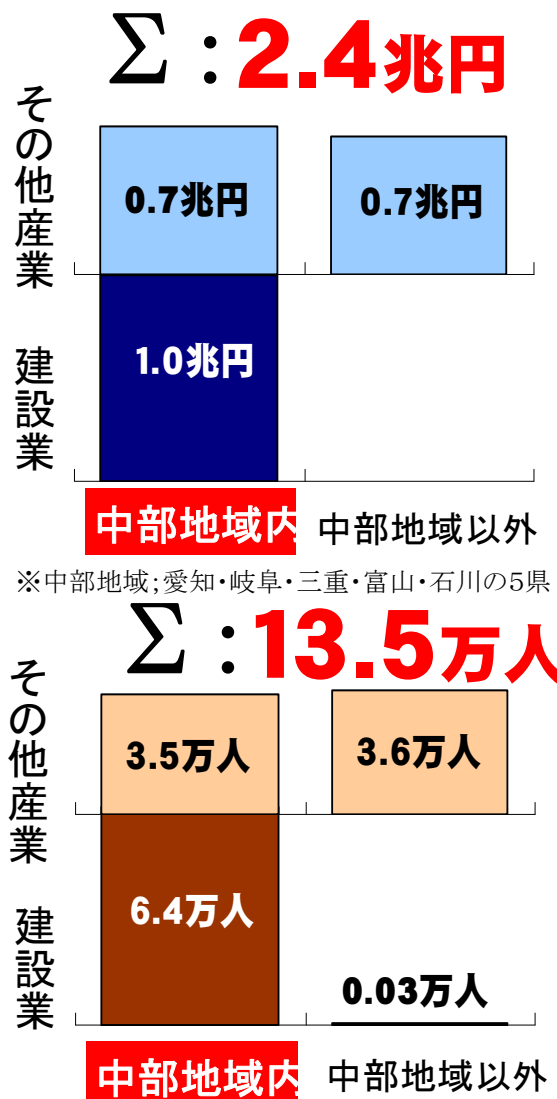
インフラ
完成

完成後の
ストック効果

インプット＝1兆円の投資

生産誘発額

雇用誘発



即効力があり、
地域密着型

更に公共事業は
ストックとして
効果が持続

利用者効果

波及効果

被害軽減効果

【主なストック効果

時間短縮効果



定時性の向上



生産性の向上



雇用の拡大



物的被害の軽減



資料－2

建設生産システムの適正化について

平成21年5月13日

中部ブロック発注者協議会 建設生産システムの適正化に向けた取り組み方針について(案)

- ・建設生産システムの適正化に向け以下の取り組み事項に関し、最大限努力する
- ・取り組みは各機関において工事規模や業務内容等の実態を踏まえつつ実施する
- ・各機関及び管内市町村の取り組み状況を発注者の自己評価としてとりまとめ、評価結果を公表する

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み

・総合評価落札方式の普及促進

総合評価落札方式の確実な実施

国等の調査設計業務等における総合評価落札方式の本格導入の推進

・工事管理、工事検査、工事成績評価に関する技術力向上と情報共有

工事成績評価の実施推進

国、県等において工事成績評価のデータベース化や相互利用の推進

国等において出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査の導入を推進

・公共工事施行の安全対策の強化

安全指針・マニュアルの整備促進

中部ブロック発注者協議会 建設生産システムの適正化に向けた取り組み方針について(案)

○公共工事の円滑な執行に関する取り組み

・公共工事発注情報の共有化



県、市町村等で予定価格の事後公表への移行推進

・受発注者間の工事情報共有



情報共有の方策検討や共有推進

・資材の単価、需給動向に関する情報共有



情報共有の方策検討や共有推進

・設計変更の更なる適正化



指針の整備推進

中部ブロック発注者協議会 建設生産システムの適正化に向けた取り組み方針について(案)

○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み

・建設ICT・新技術の普及促進



建設ICTの導入の確実な実施

・建設企業の施行能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価



国、県等において総合評価における地域貢献の適切な評価推進



国、県等において総合評価における下請け協力企業の評価推進



国、県等において施工体制確認型総合評価方式の導入を順次推進

・建設施工に関する受発注者からの課題に対する迅速な対処



ワンデーレスポンスや3者会議の導入を順次推進

・地元優良企業の育成



国、県等において低入札価格調査基準価格の見直しを推進



見積もりを活用する積算方式導入を推進

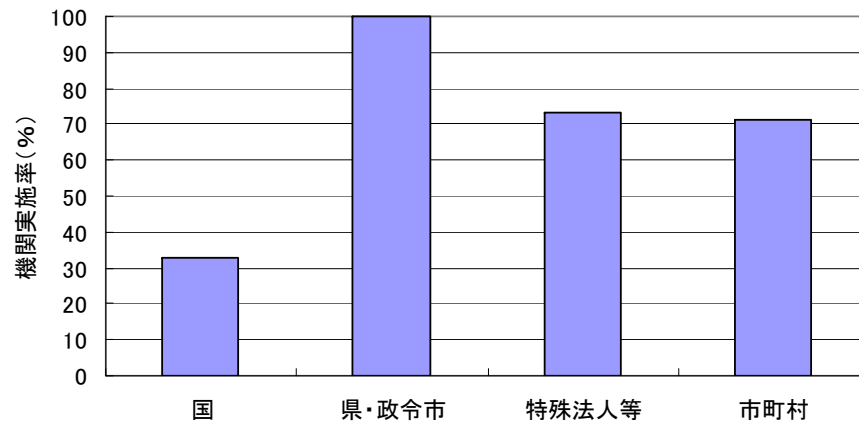


国等において低入札価格調査(業務)の本格実施を推進

平成20年度 総合評価取組状況(工事)

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み ・総合評価落札方式の普及促進

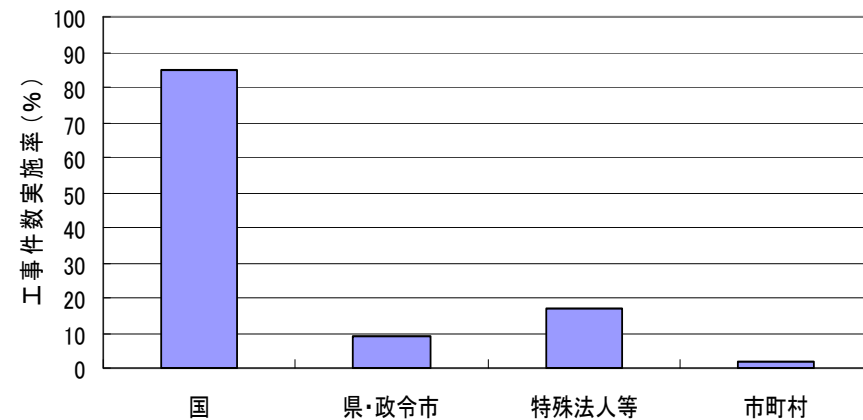
機関における取組状況



機関実施率＝総合評価落札方式実施機関数／総機関数

国における総合評価落札方式(工事)実施機関：4機関(東海財務局、東海農政局、中部森林管理局、中部地方整備局)

工事件数による取組状況



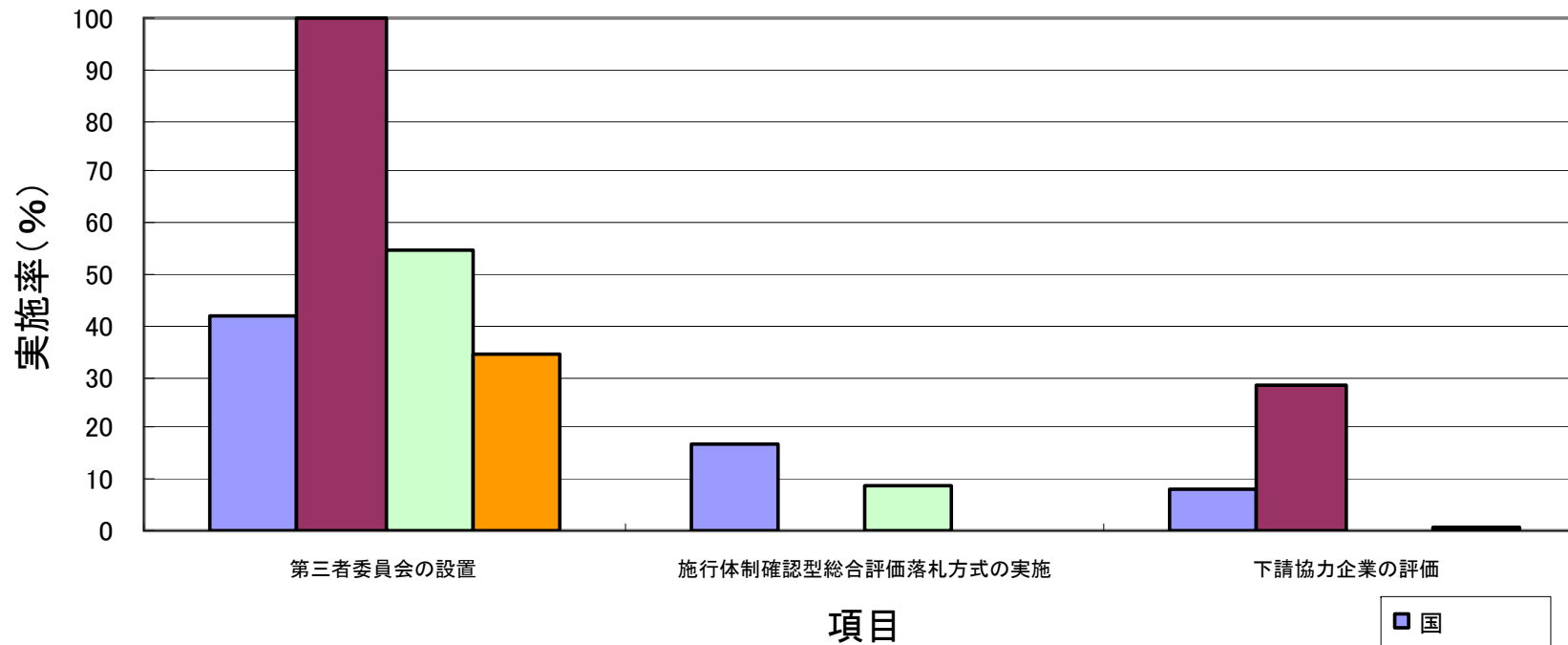
工事件数実施率＝総合評価落札方式実施工事件数／総工事件数

※データは平成20年度11月末までの集計値である。
※工事実績のない機関は除く
※一部データ未整理の市町村を除く

国：国(12機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(11機関)
市町村：4県内市町村(161機関)

平成20年度 総合評価取組状況(工事)

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み ・総合評価落札方式の普及促進



実施率＝各項目実施機関数／総機関数

※データは平成20年度11月末の状況である。

※工事実績のない機関は除く

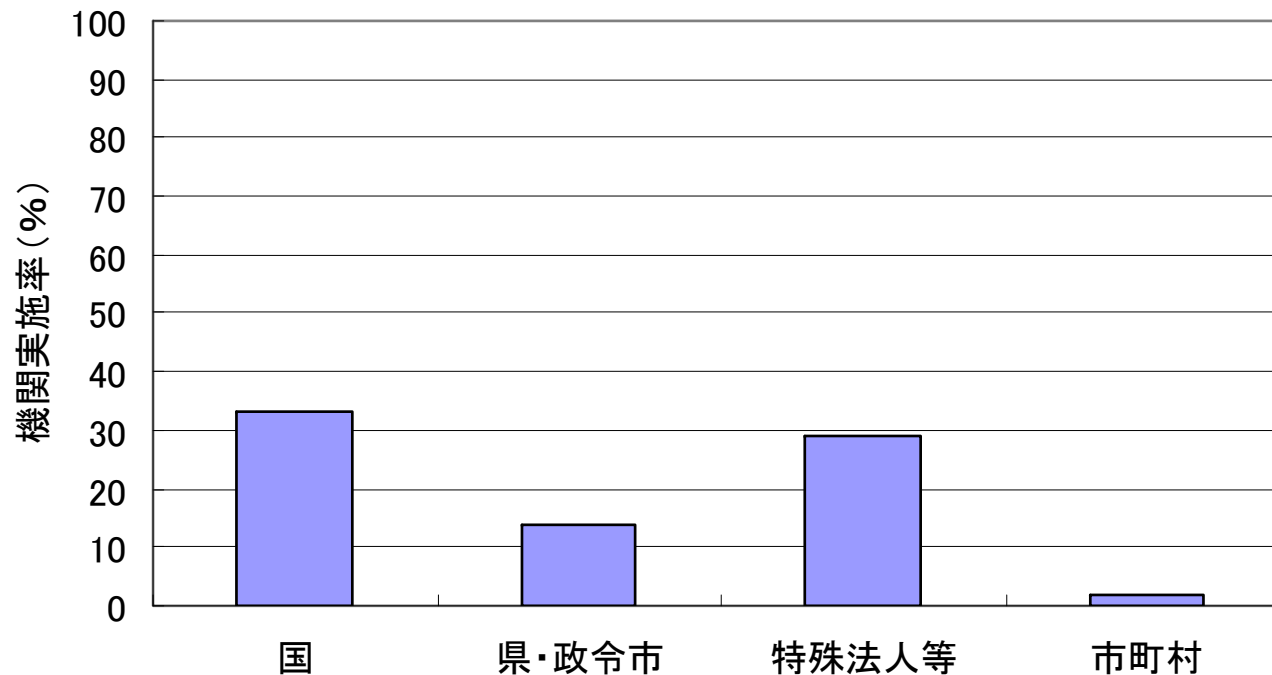
※一部データ未整理の市町村を除く

国：国(12機関)
 県・政令市：4県3政令市(7機関)
 特殊法人等：特殊法人など(11機関)
 市町村：4県内市町村(161機関)

平成20年度 総合評価取組状況(業務)

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み ・総合評価落札方式の普及促進

機関における取組状況



機関実施率＝総合評価落札方式実施機関数／総機関数

※データは平成20年度11月末までの集計値である。

※業務実績のない機関は除く

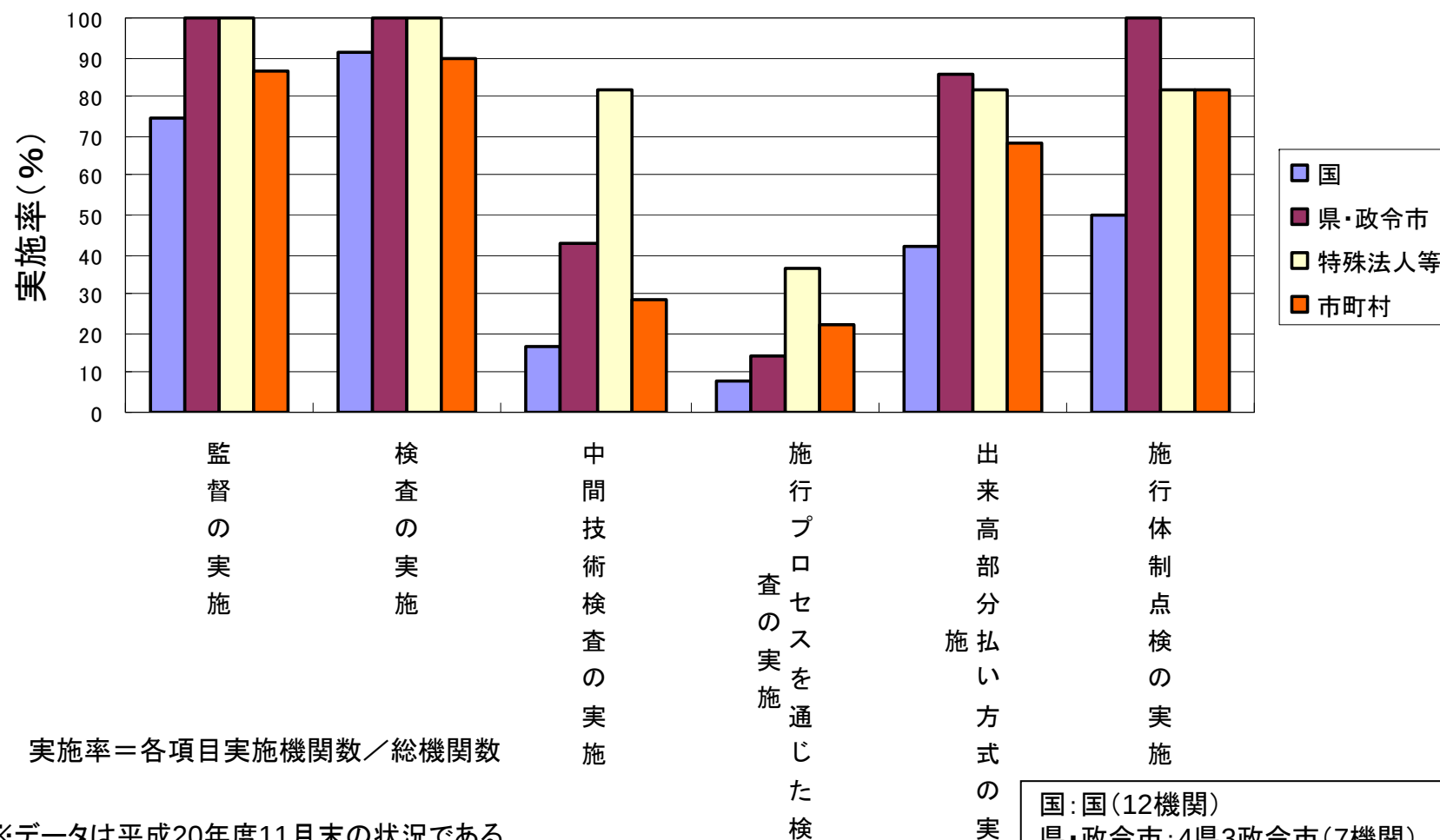
※一部データ未整理の市町村を除く

国：国(6機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(7機関)
市町村：4県内市町村(162機関)

平成20年度 工事管理・検査、施行体制点検の取組状況(工事)

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み

・工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有



※データは平成20年度11月末の状況である。

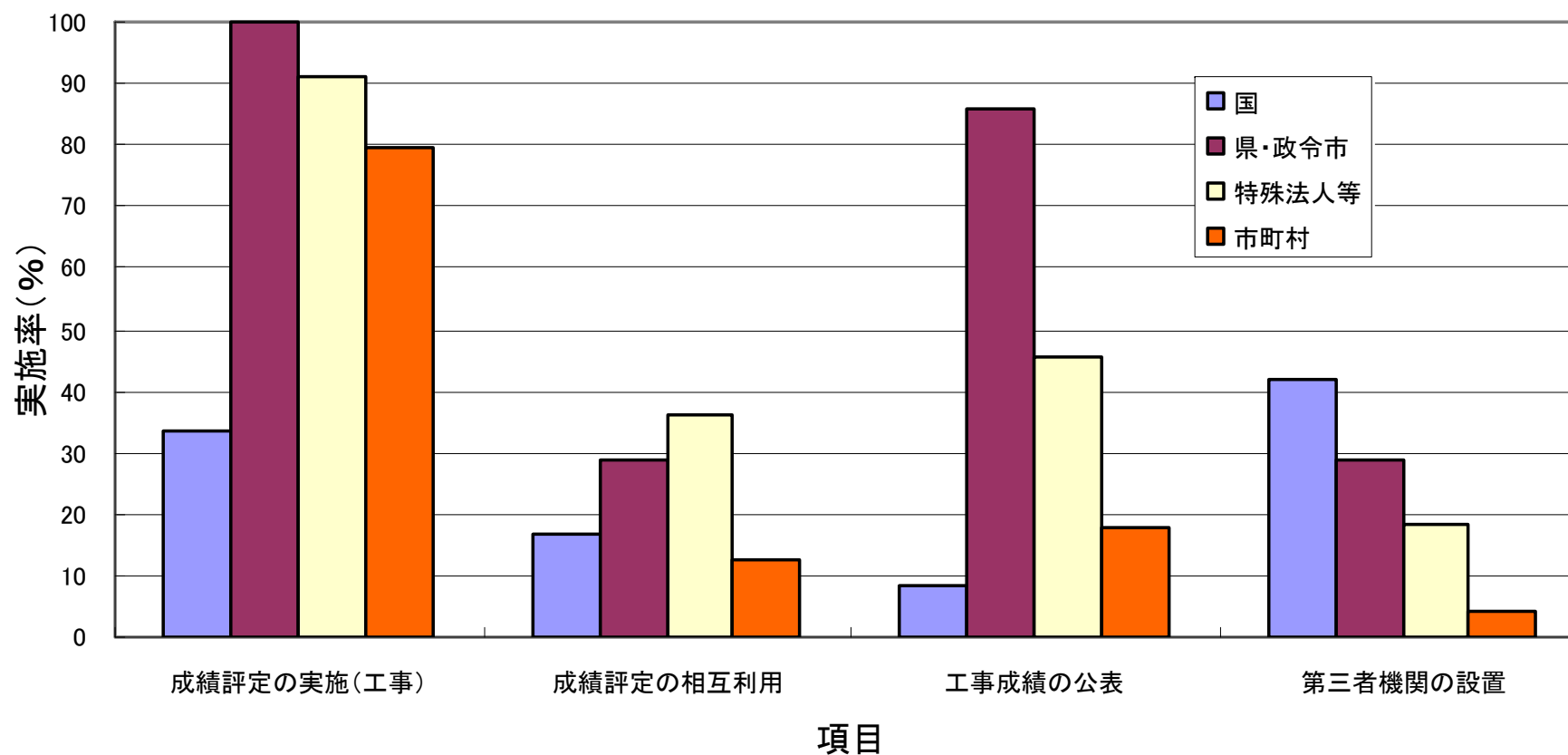
※工事実績のない機関は除く

※一部データ未整理の市町村を除く

平成20年度 工事成績評定の取組状況(工事)

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み

・工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有



実施率＝各項目実施機関数／総機関数

※データは平成20年度11月末の状況である。

※工事実績のない機関は除く

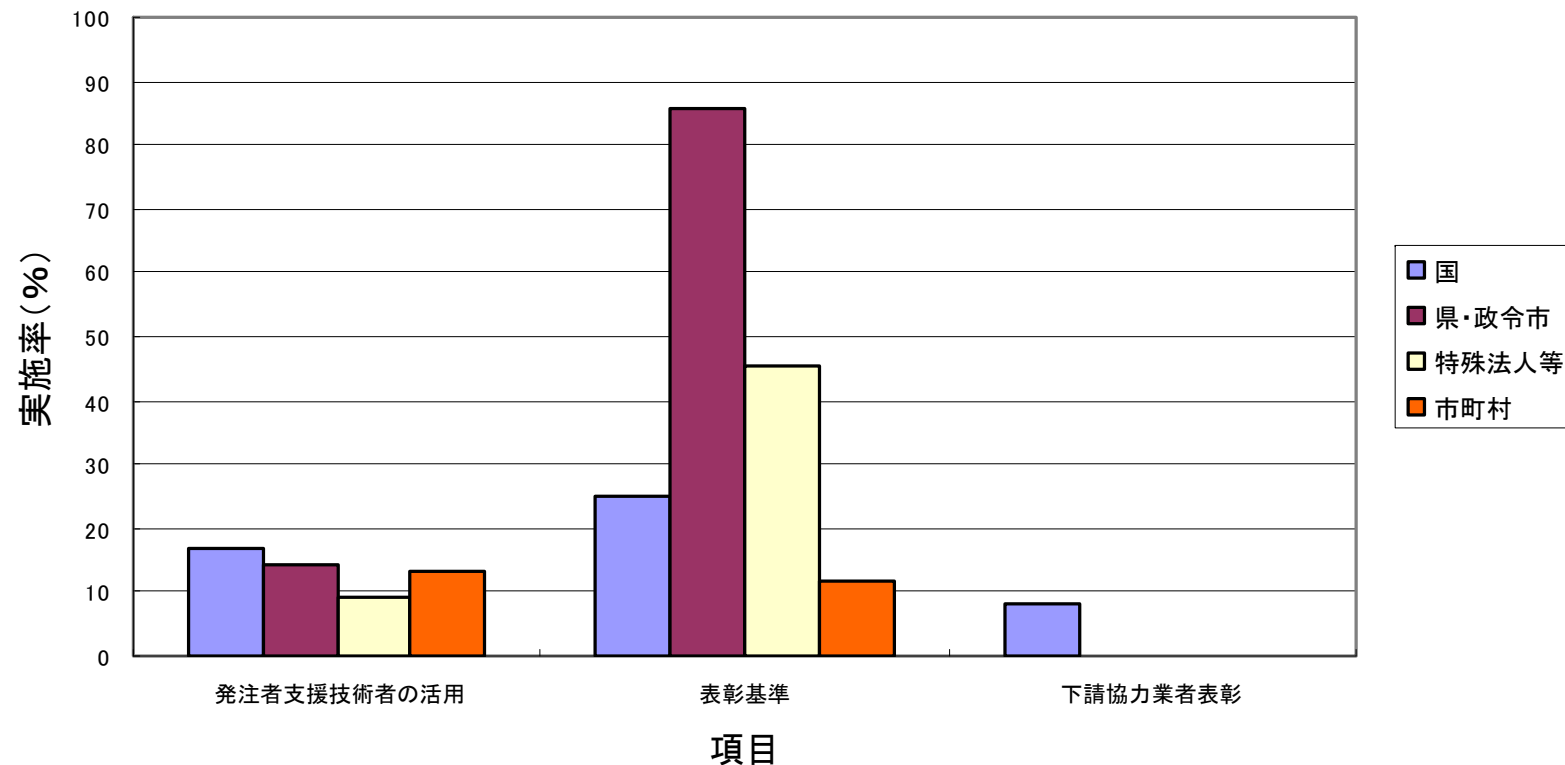
※一部データ未整理の市町村を除く

国：国(12機関)
 県・政令市：4県3政令市(7機関)
 特殊法人等：特殊法人など(11機関)
 市町村：4県内市町村(161機関)

平成20年度 発注者支援、表彰の取組状況(工事)

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み

・工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有



実施率＝各項目実施機関数／総機関数

※データは平成20年度11月末の状況である。

※工事实績のない機関は除く

※一部データ未整理の市町村を除く

国：国(12機関)

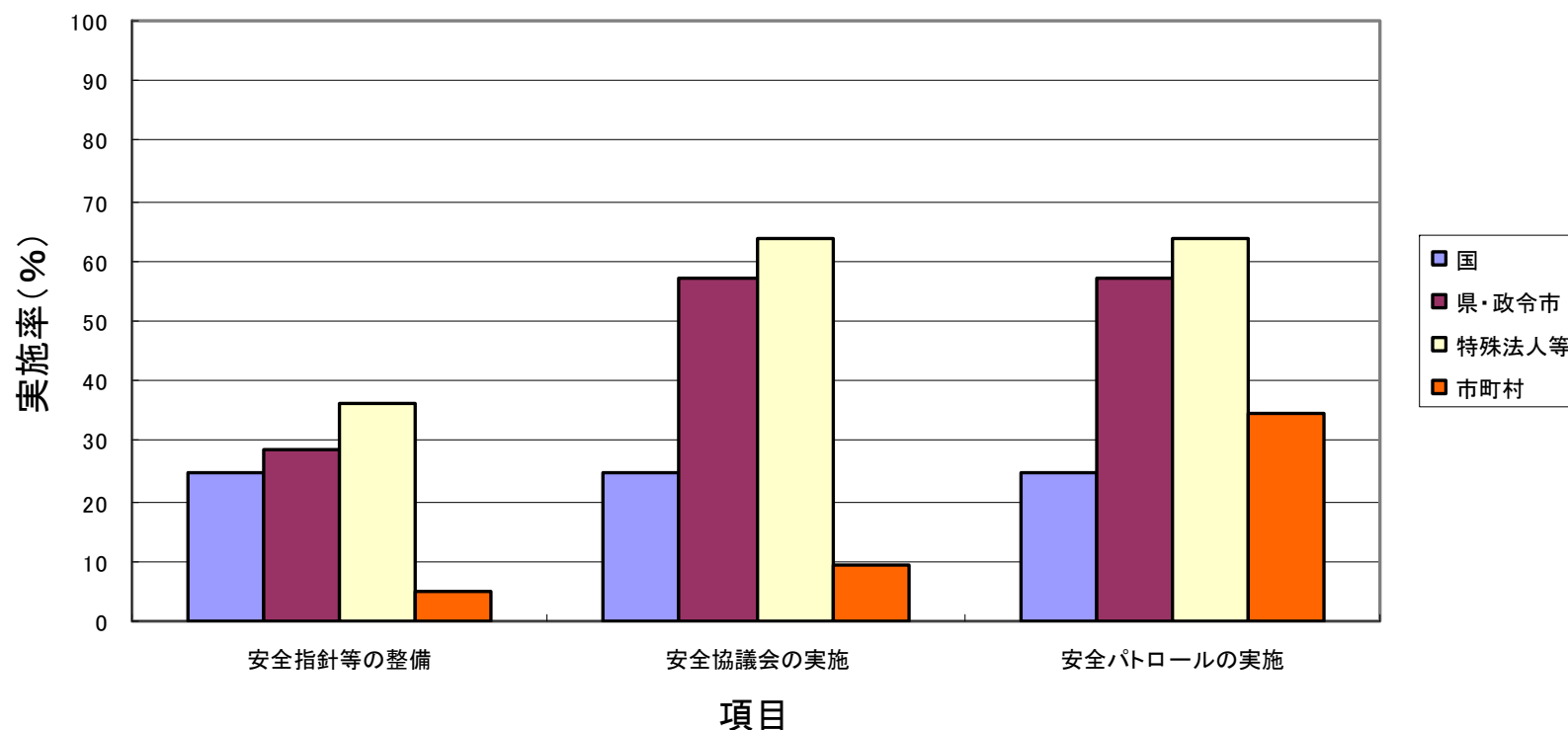
県・政令市：4県3政令市(7機関)

特殊法人等：特殊法人など(11機関)

市町村：4県内市町村(161機関)

平成20年度 安全対策の取組状況(工事)

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み ・公共工事施工の安全対策の強化



実施率＝各項目実施機関数／総機関数

※データは平成20年度11月末の状況である。

※工事实績のない機関は除く

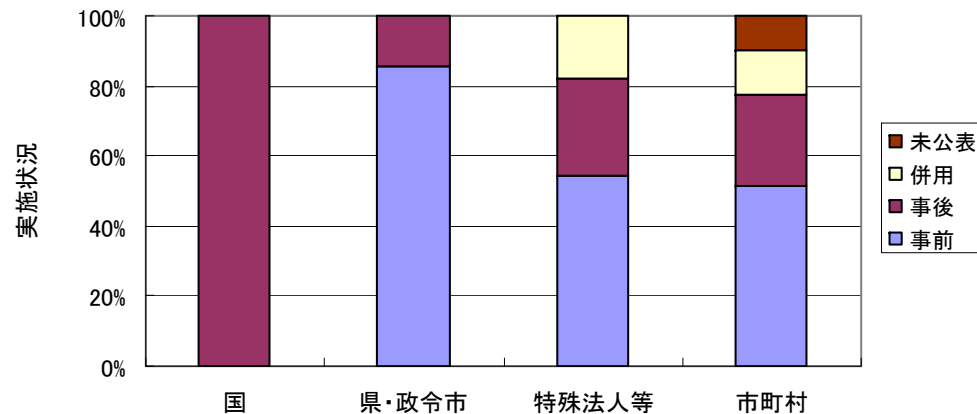
※一部データ未整理の市町村を除く

国：国(12機関)
 県・政令市：4県3政令市(7機関)
 特殊法人等：特殊法人など(11機関)
 市町村：4県内市町村(161機関)

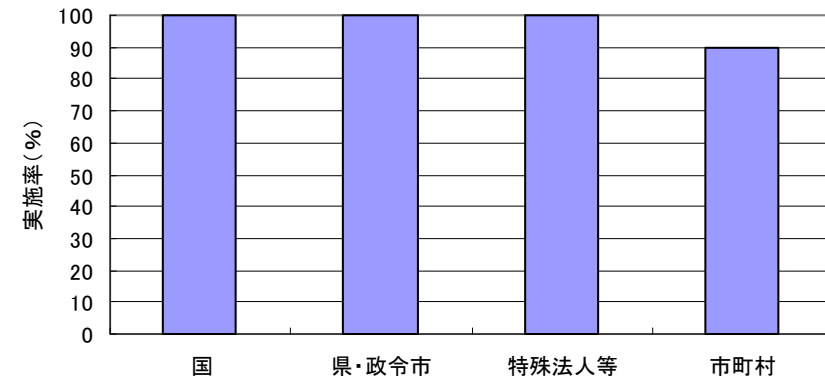
平成20年度 予定価格の公表状況(工事)

○公共工事の円滑な執行に関する取り組み ・公共工事発注情報の共有化

取組の詳細



機関における取組状況



実施率＝実施機関数／総機関数

※データは平成20年度11月末の状況である。

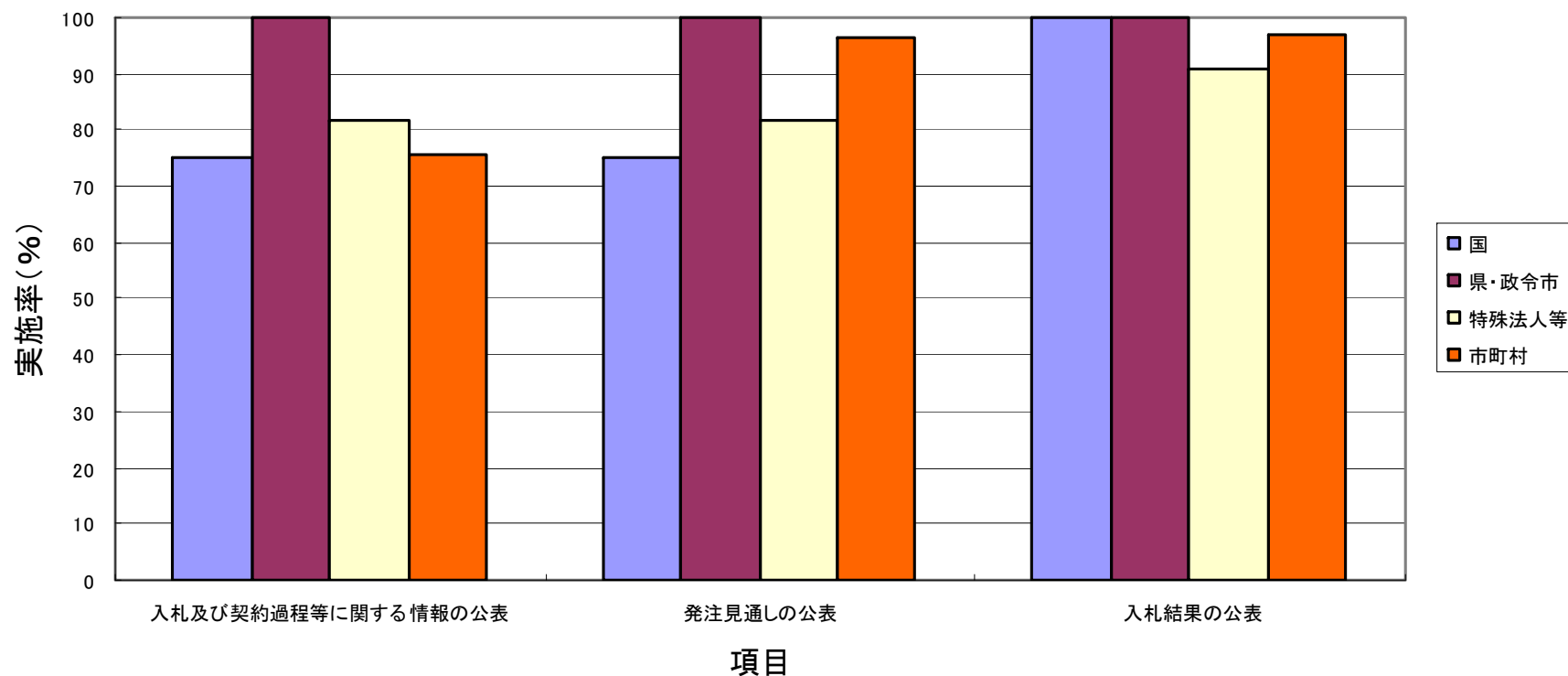
※工事実績のない機関は除く

※一部データ未整理の市町村等を除く

国：国(8機関)
 県・政令市：4県3政令市(7機関)
 特殊法人等：特殊法人など(11機関)
 市町村：4県内市町村(152機関)

平成20年度 発注情報の公表に関する取組状況(工事)

○公共工事の円滑な執行に関する取り組み ・公共工事発注情報の共有化



実施率＝各項目実施機関数／総機関数

※データは平成20年度11月末の状況である。

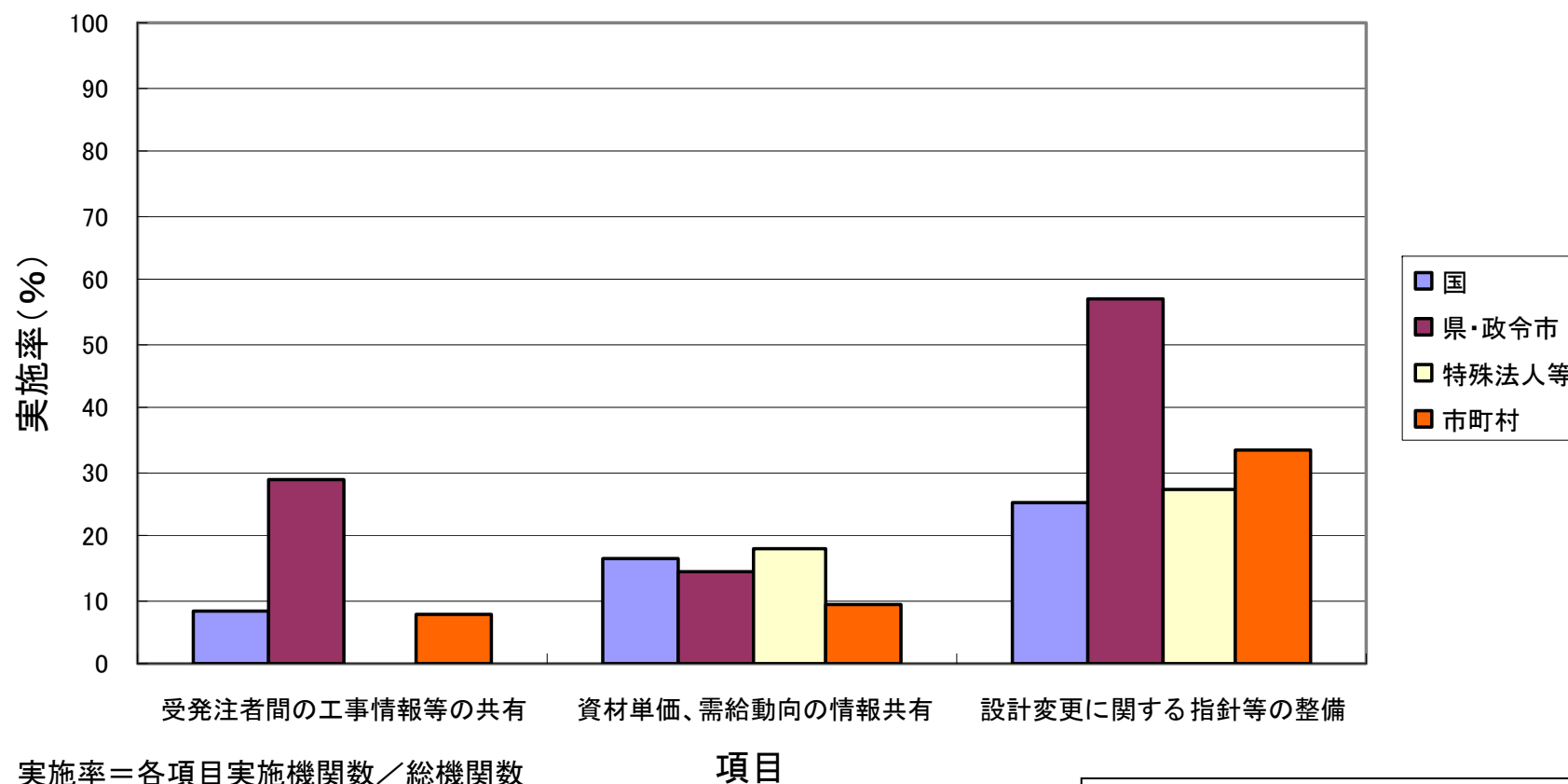
※工事実績のない機関は除く

※一部データ未整理の市町村を除く

国：国(12機関)
 県・政令市：4県3政令市(7機関)
 特殊法人等：特殊法人など(11機関)
 市町村：4県内市町村(161機関)

平成20年度 工事情報等の共有に関する取組状況(工事)

○公共工事の円滑な執行に関する取り組み ・受発注者間の工事情報共有等



※データは平成20年度11月末の状況である。

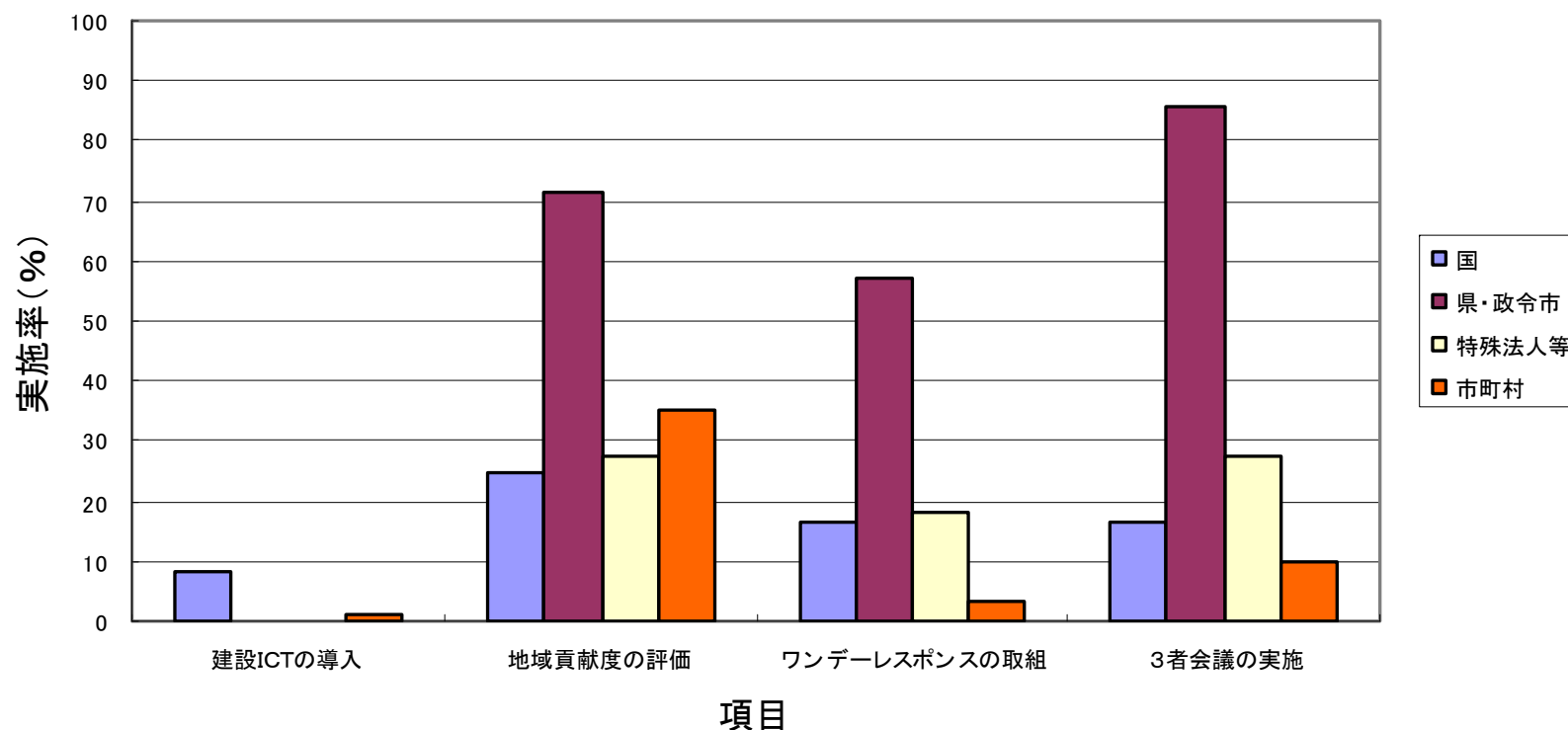
※工事実績のない機関は除く

※一部データ未整理の市町村を除く

国：国(12機関)
 県・政令市：4県3政令市(7機関)
 特殊法人等：特殊法人など(11機関)
 市町村：4県内市町村(161機関)

平成20年度 建設ICT、地域貢献度の適切な評価の取組状況(工事)

○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み
・建設ICT・新技術の普及促進等



実施率＝各項目実施機関数／総機関数

※データは平成20年度11月末の状況である。

※工事実績のない機関は除く

※一部データ未整理の市町村を除く

国：国(12機関)

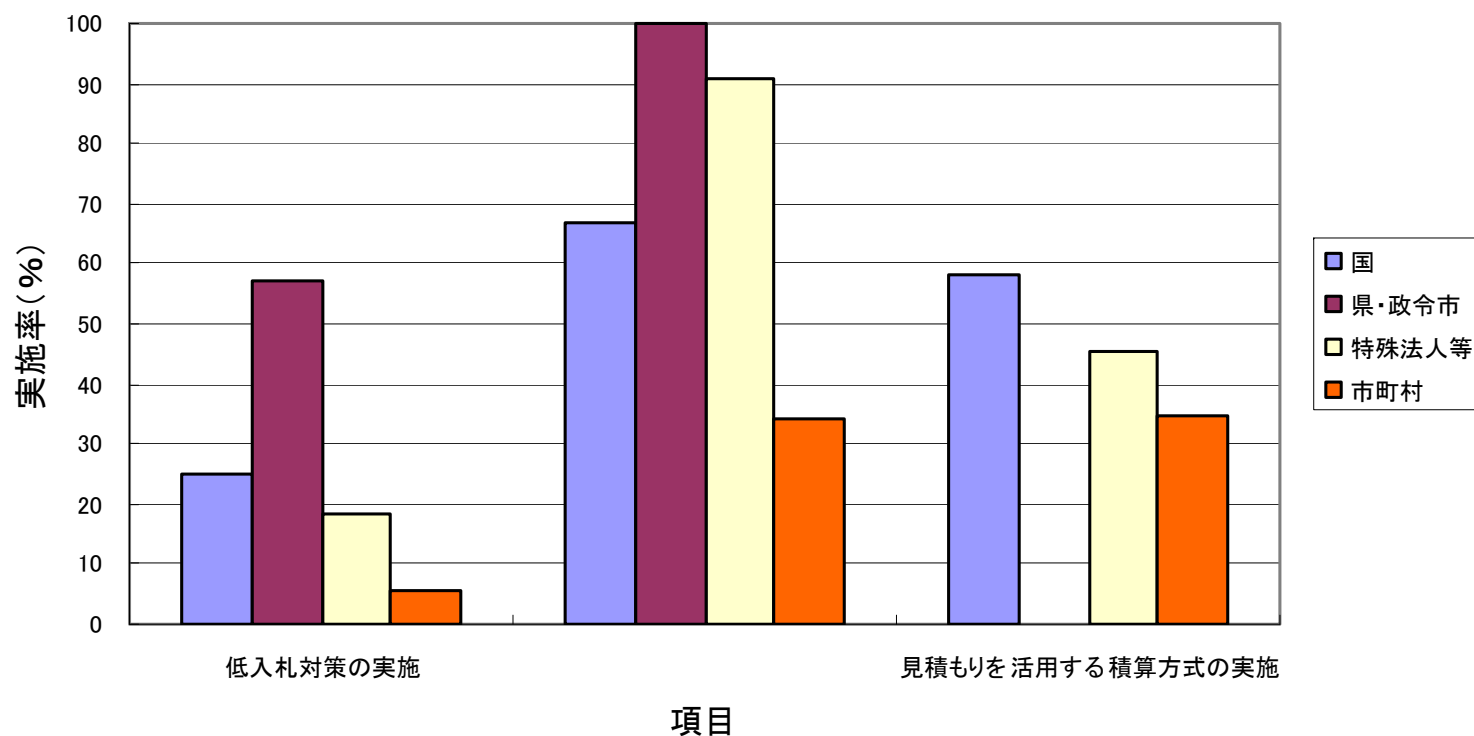
県・政令市：4県3政令市(7機関)

特殊法人等：特殊法人など(11機関)

市町村：4県内市町村(161機関)

平成20年度 低入札対策等の取組状況(工事)

○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み ・地元優良企業の育成



実施率＝各項目実施機関数／総機関数

※データは平成20年度11月末の状況である。

※工事实績のない機関は除く

※一部データ未整理の市町村を除く

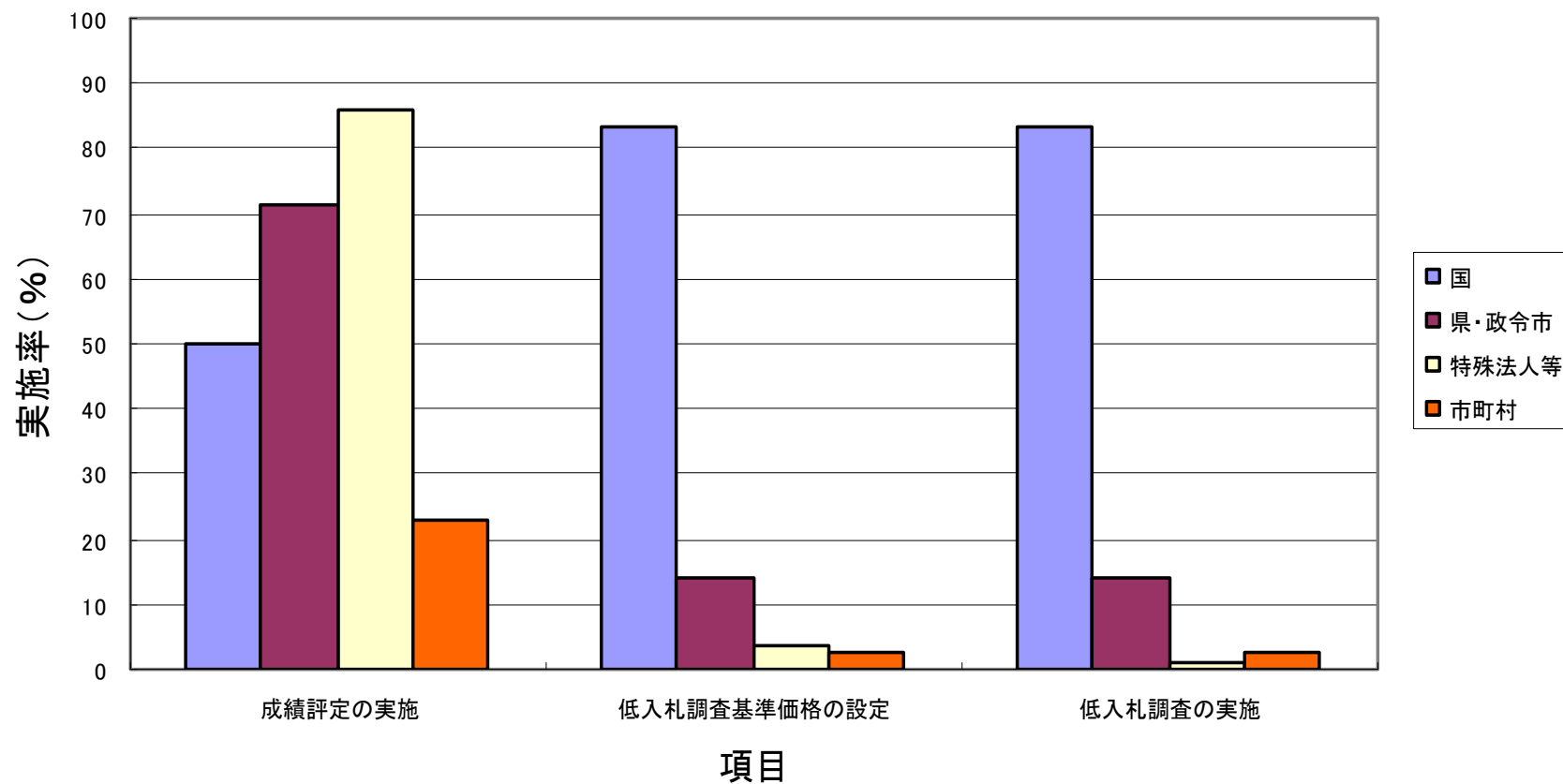
国：国(12機関)

県・政令市：4県3政令市(7機関)

特殊法人等：特殊法人など(11機関)

市町村：4県内市町村(161機関)

平成20年度 業務における取組状況



実施率＝各項目実施機関数／総機関数

※データは平成20年度11月末の状況である。

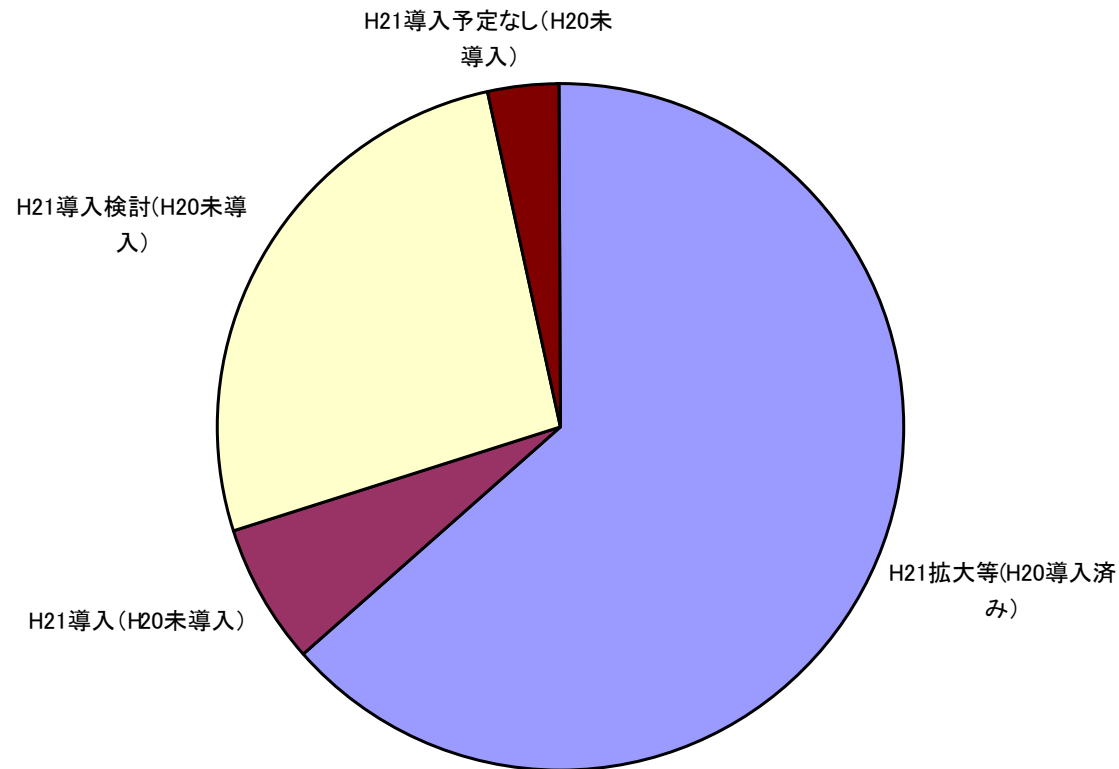
※業務実績のない機関は除く

※一部データ未整理の市町村を除く

国：国（6機関）
 県・政令市：4県3政令市（7機関）
 特殊法人等：特殊法人など（7機関）
 市町村：4県内市町村（162機関）

総合評価落札方式の確実な実施(工事)

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み
・総合評価落札方式の普及促進



※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く

※工事発注の無い機関等を除く

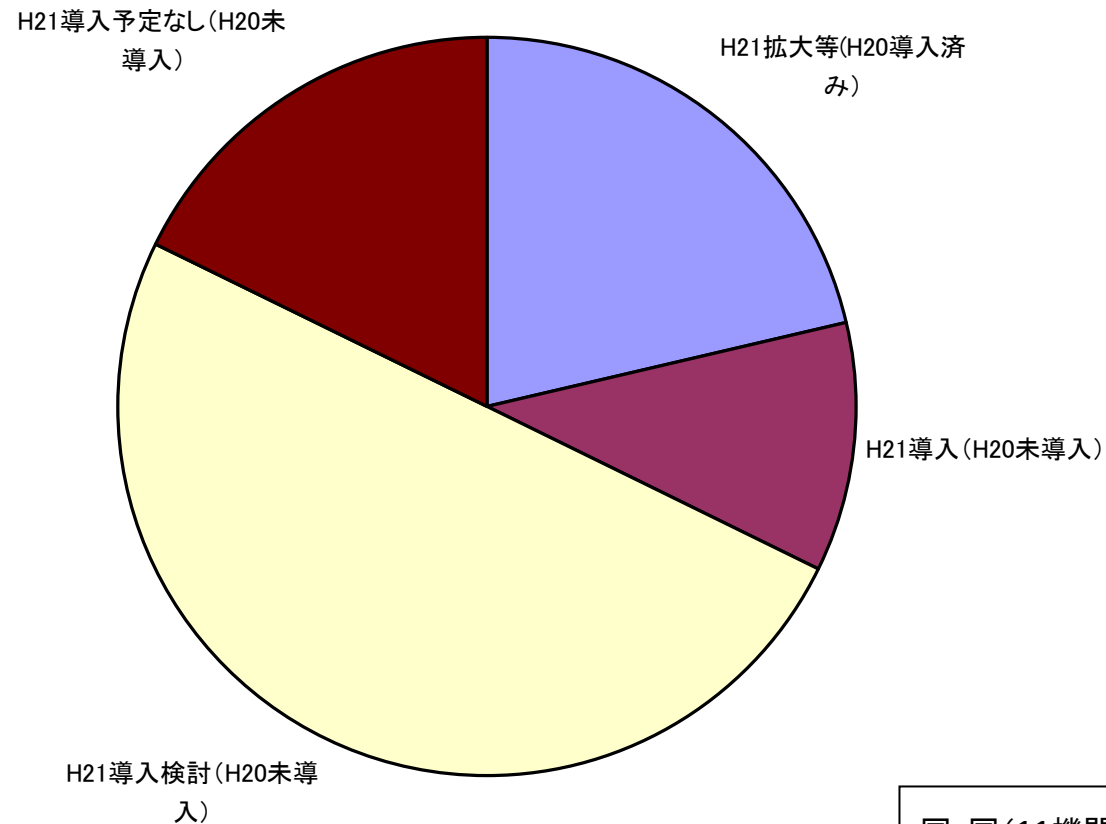
国：国(11機関)

県・政令市：4県3政令市(7機関)

特殊法人等：特殊法人など(12機関)

調査設計業務等における総合評価の本格導入を推進

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み
・総合評価落札方式の普及促進



※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

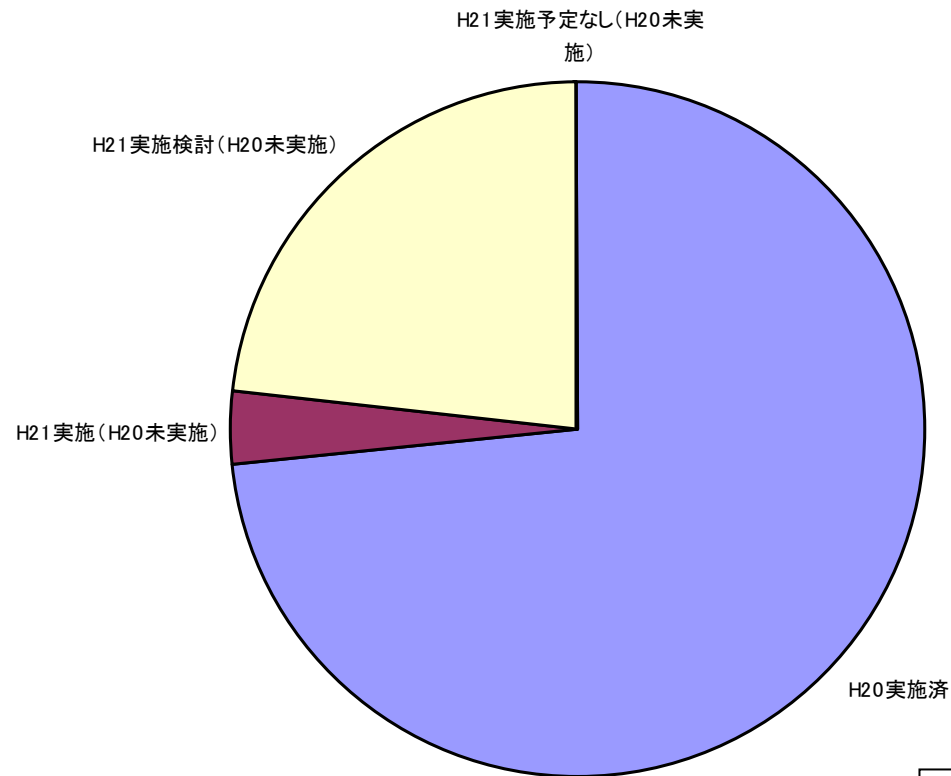
※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(10機関)

工事成績評定の実施推進

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み

・工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有



※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く

※工事発注の無い機関等を除く

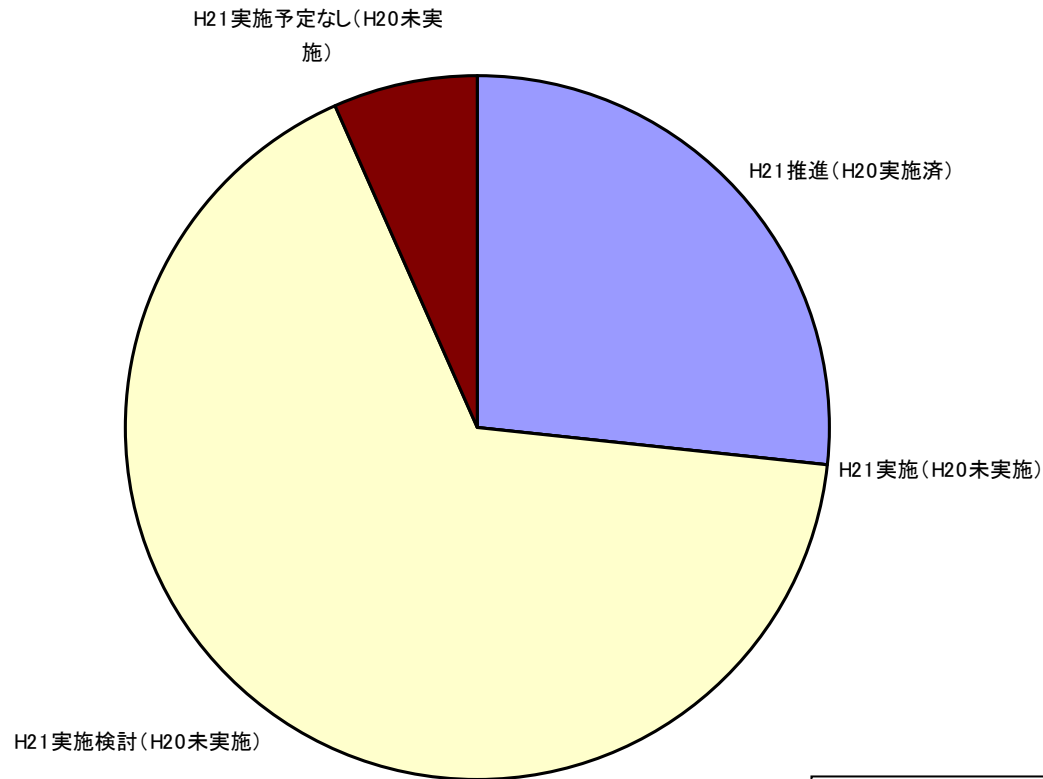
国：国(11機関)

県・政令市：4県3政令市(7機関)

特殊法人等：特殊法人など(12機関)

工事成績評定のデータベース化や相互利用の推進

- 公共工事の品質確保対策に関する取り組み
- ・工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有



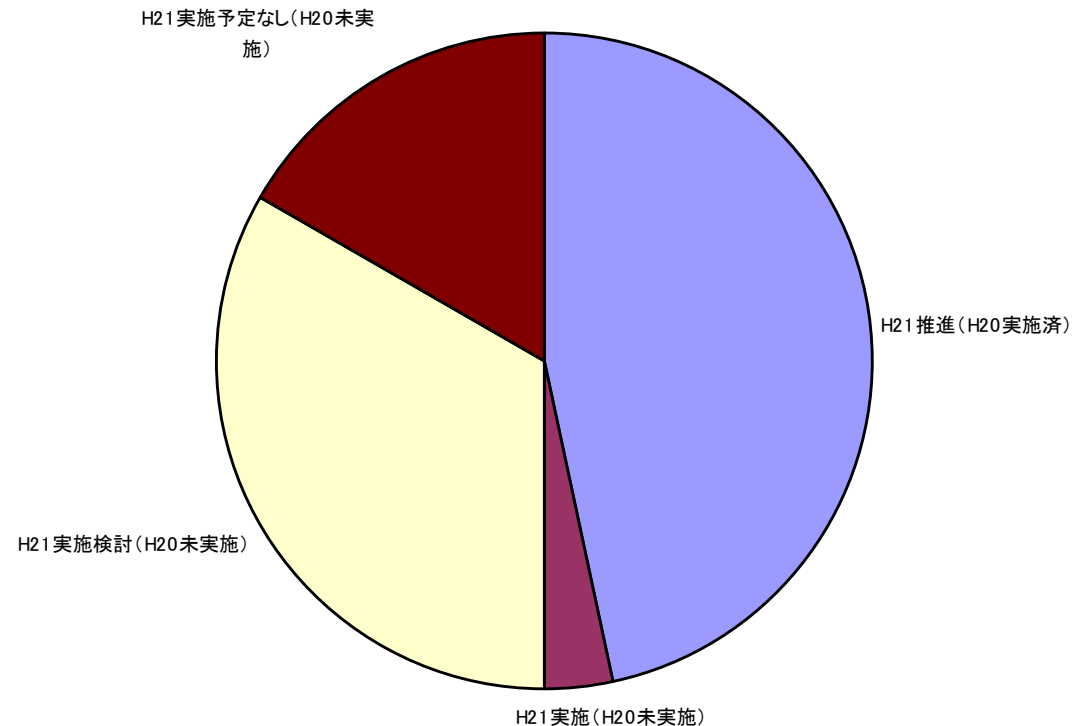
※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。
※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(12機関)

出来高部分払い方式、施工程序を通じた検査の導入推進

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み

- ・工事管理、工事検査、工事成績評価に関する技術力向上と情報共有



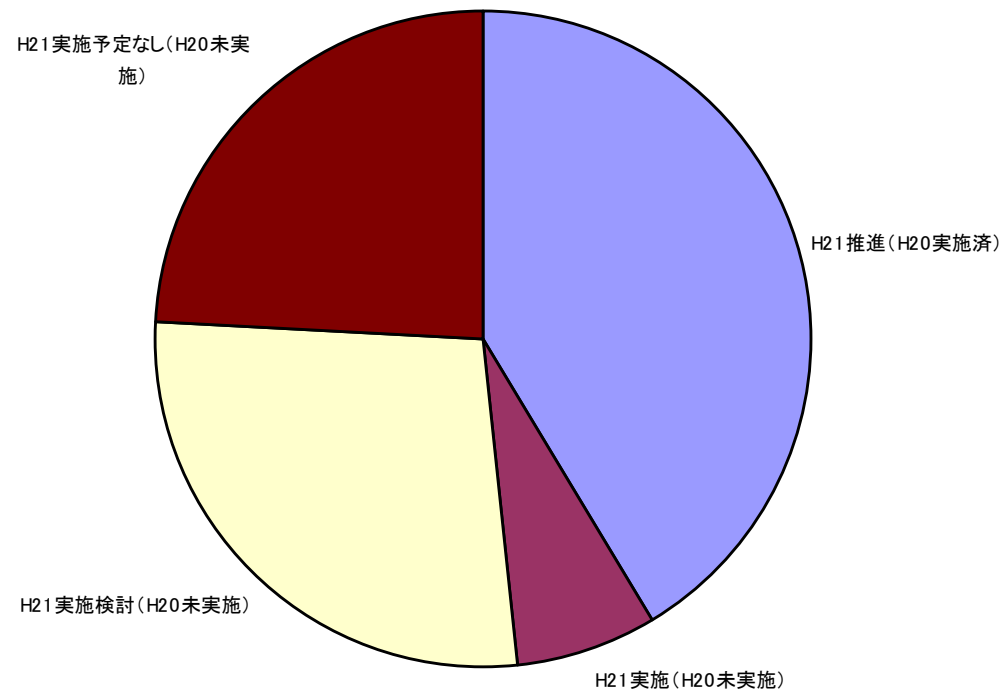
※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(12機関)

安全指針・マニュアルの整備推進

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み
・公共工事施工の安全対策の強化



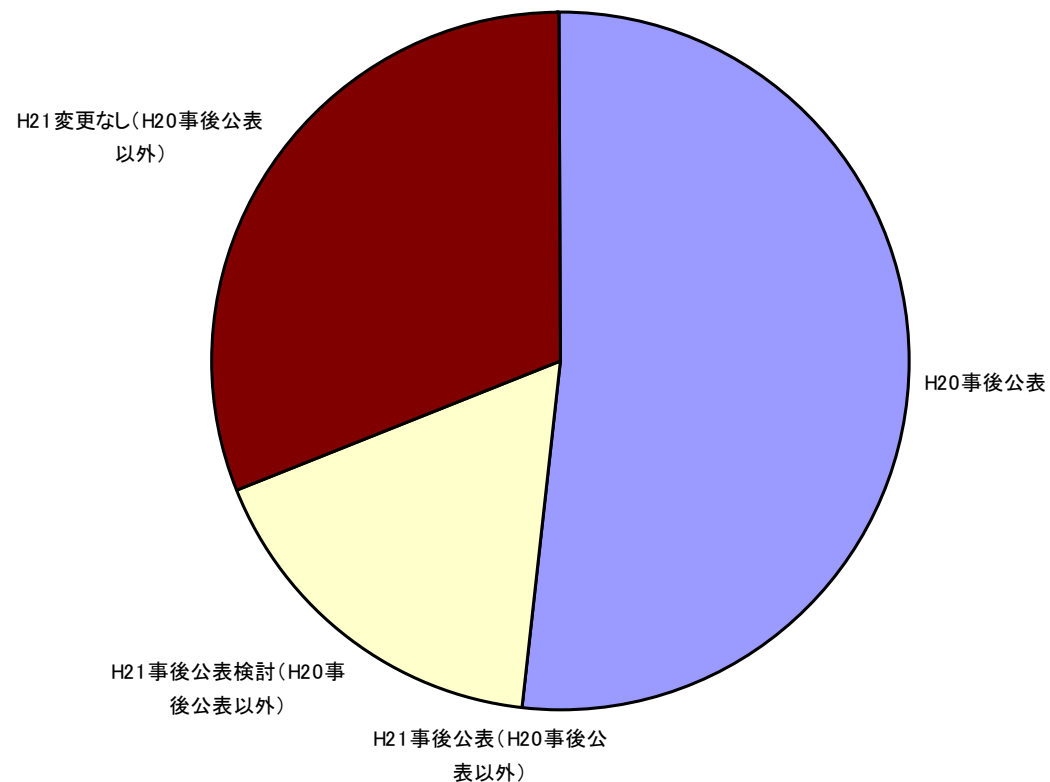
※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(11機関)

予定価格の事後公表への移行推進

○公共工事の円滑な執行に関する取り組み
・公共工事発注情報の共有化



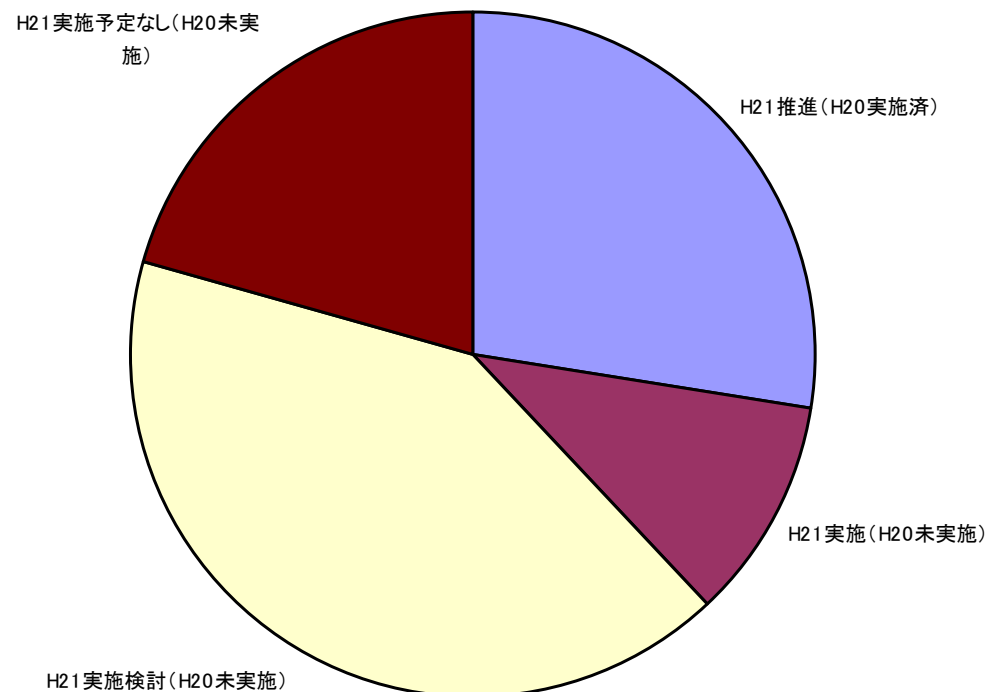
※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(11機関)

受発注者間の情報共有の方策検討や共有推進

○公共工事の円滑な執行に関する取り組み
・受発注者間の工事情報共有等



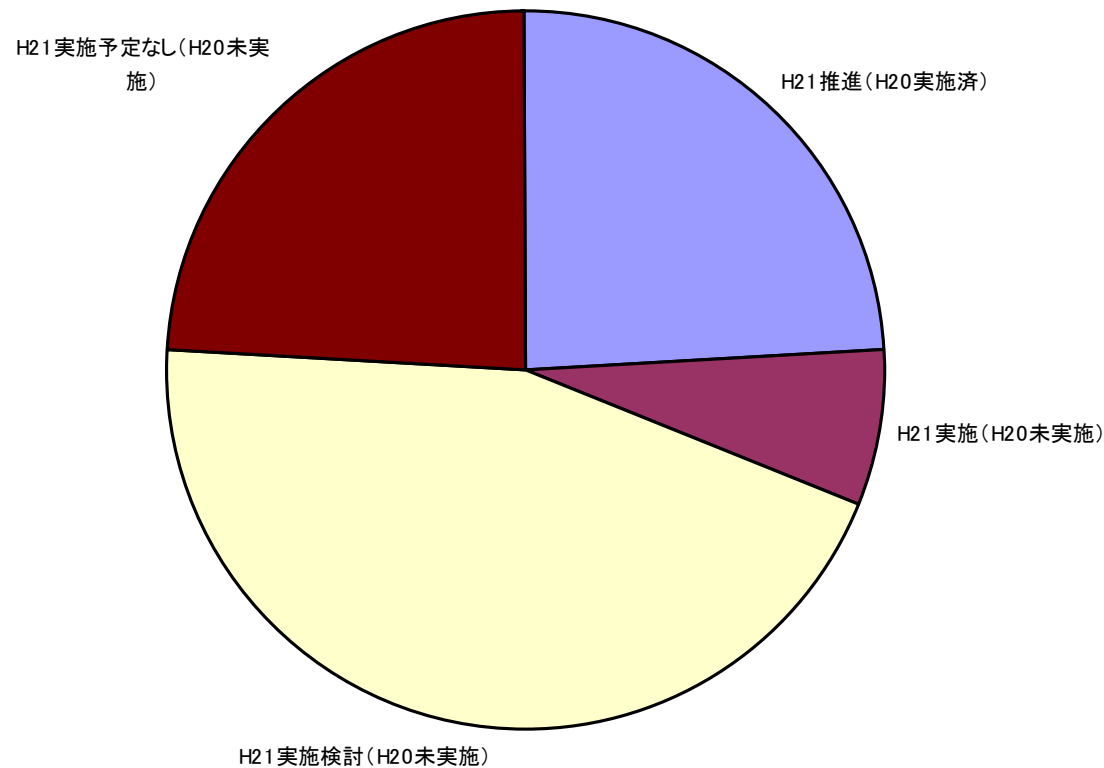
※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(11機関)

資材の単価、需給動向に関する情報共有方策の検討や共有推進

○公共工事の円滑な執行に関する取り組み
・資材の単価、需給動向に関する情報共有



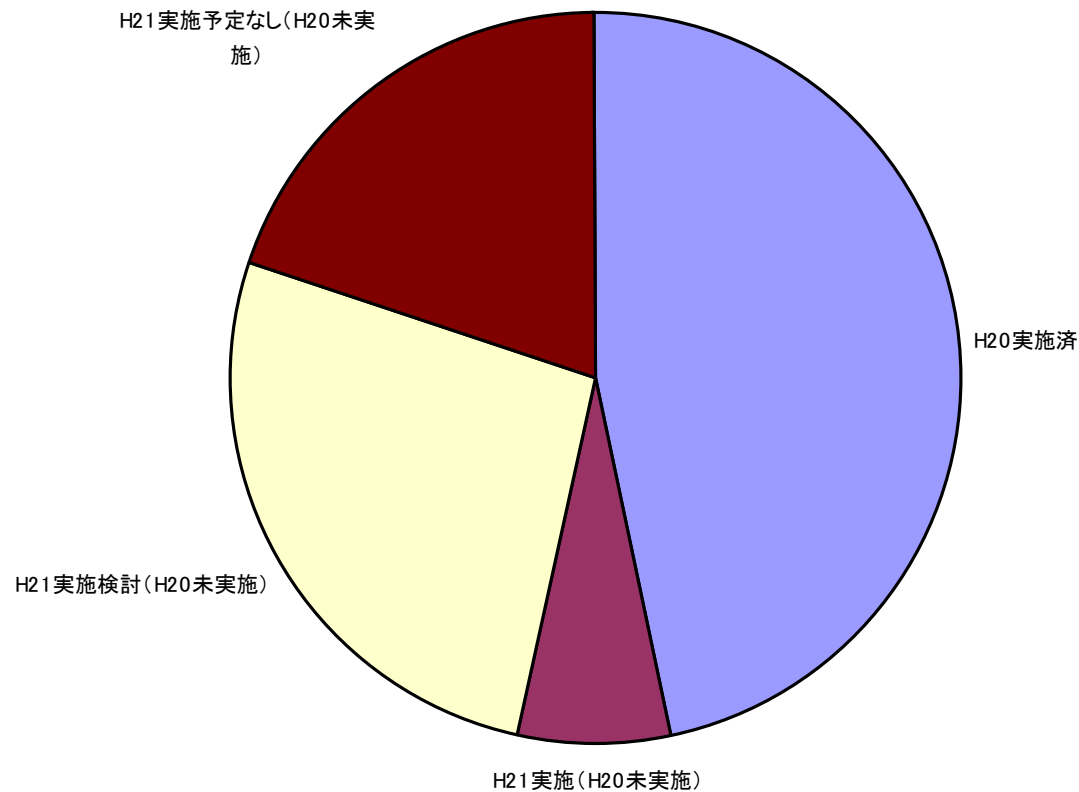
※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(11機関)

設計変更の更なる適正化に向け指針の整備推進

○公共工事の円滑な執行に関する取り組み
・設計変更の更なる適正化

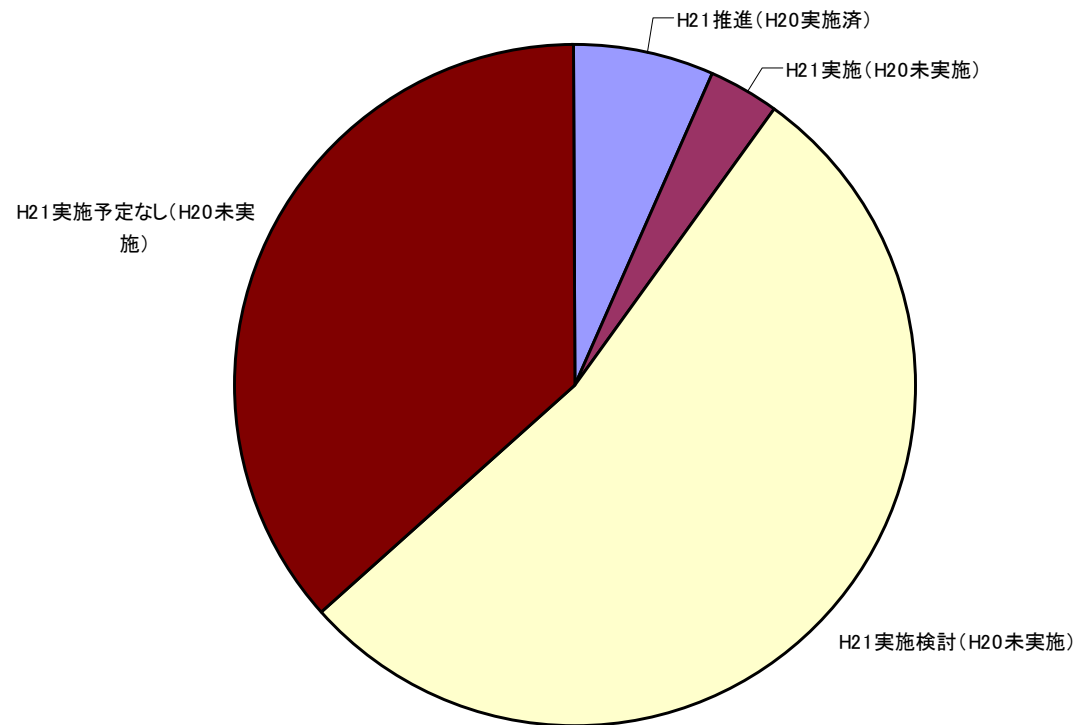


※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。
※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国: 国(11機関)
県・政令市: 4県3政令市(7機関)
特殊法人等: 特殊法人など(12機関)

建設ICT導入の確実な実施

○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み
・建設ICT・新技術の普及促進



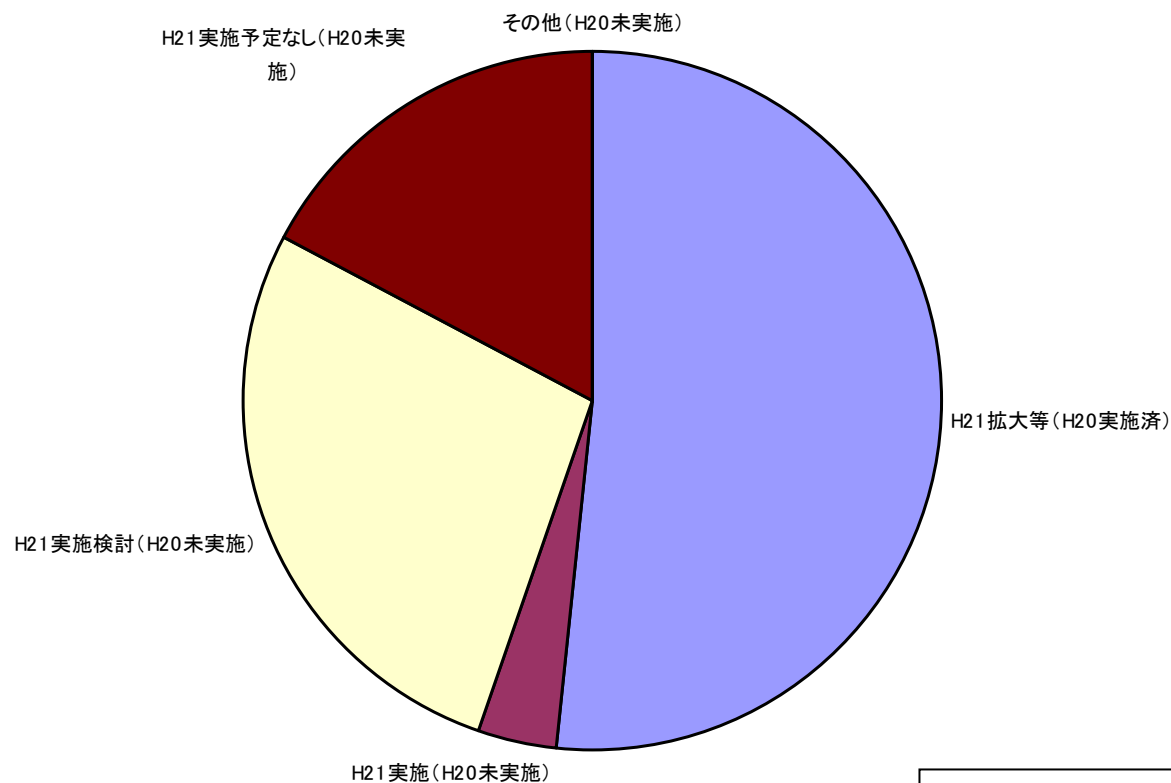
※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(12機関)

総合評価における地域貢献の適切な評価推進

- 地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み
- ・建設企業の施工能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価

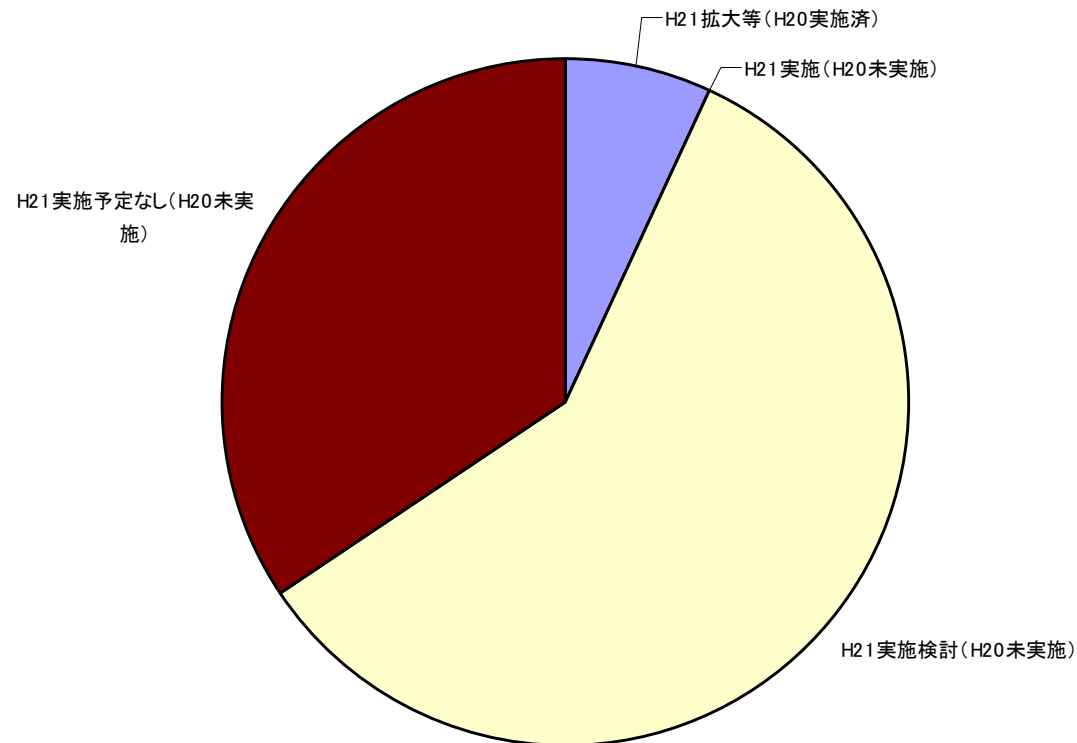


※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。
※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(11機関)

総合評価における下請け協力企業の評価推進

- 地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み
- ・建設企業の施工能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価



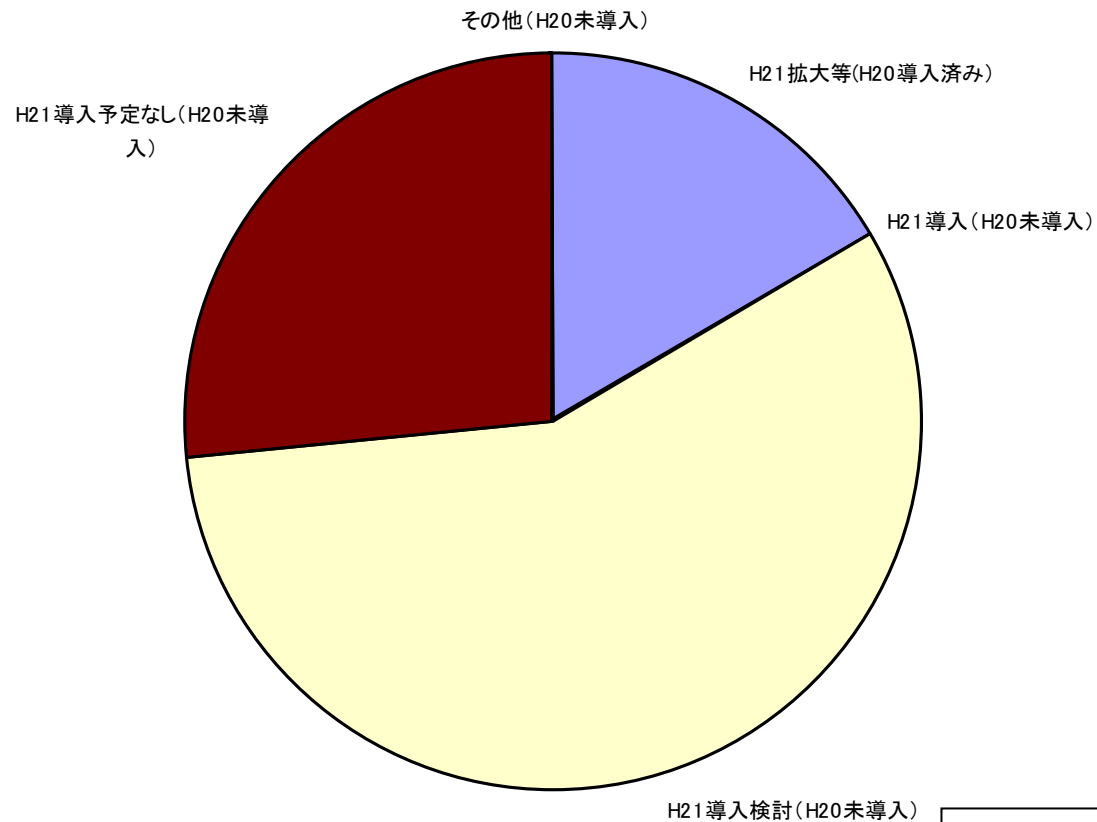
※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(11機関)

施工体制確認型総合評価方式の順次導入を推進

- 地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み
 - ・建設企業の施工能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価



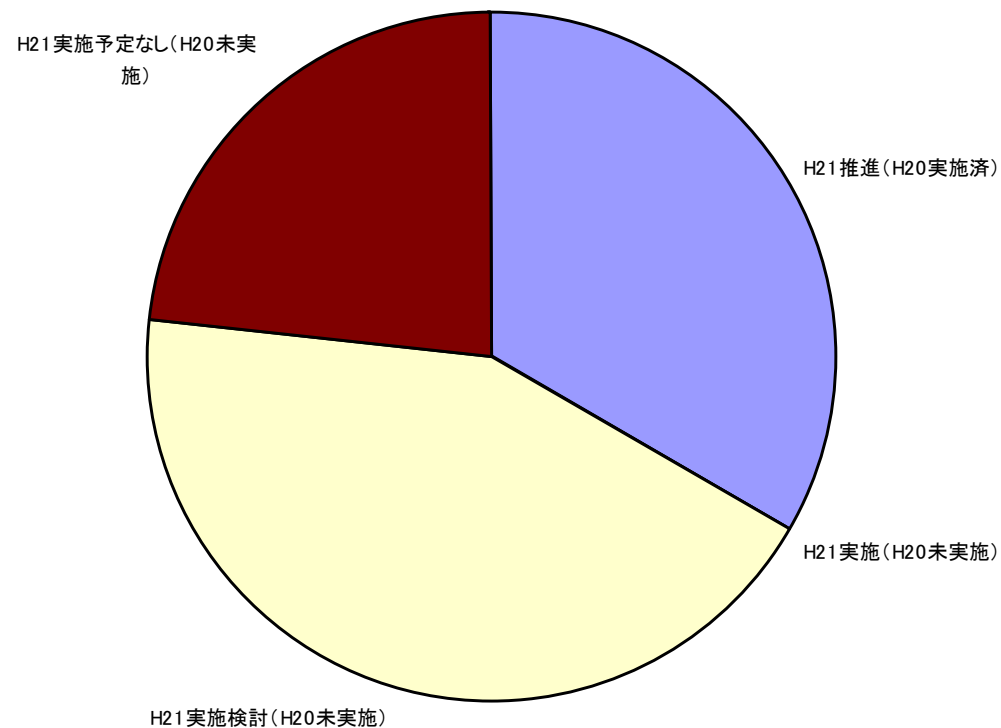
※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(12機関)

ワンデーレスポンスや三者会議の順次導入推進

- 地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み
- ・建設施工に関する受発注者からの課題に対する迅速な対処



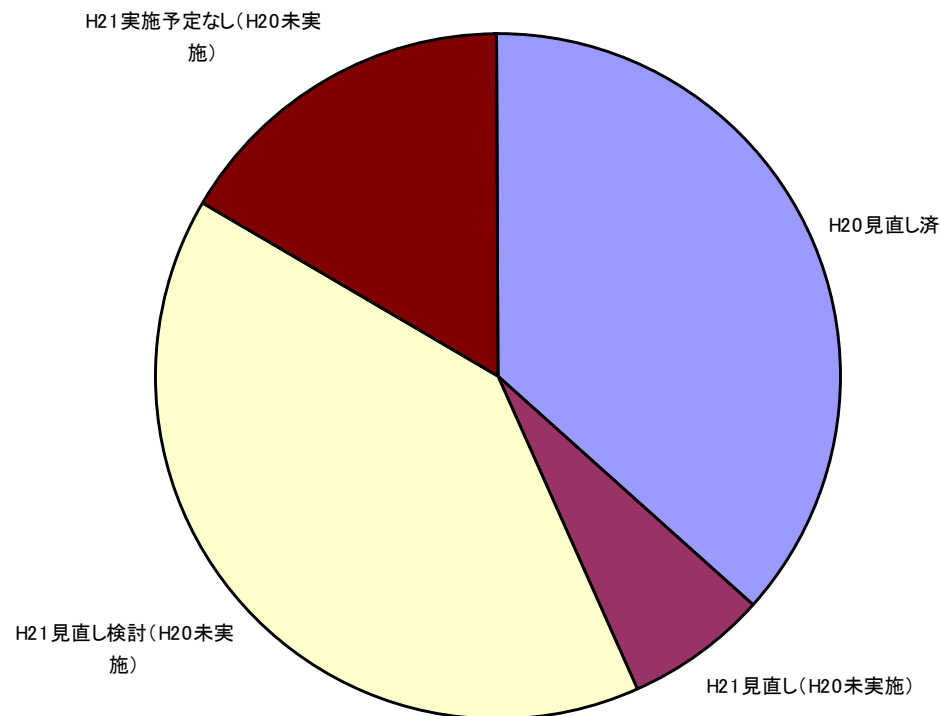
※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(12機関)

低入札価格調査基準価格、最低制限価格(工事)の見直しを推進

○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み
・地元優良企業の育成



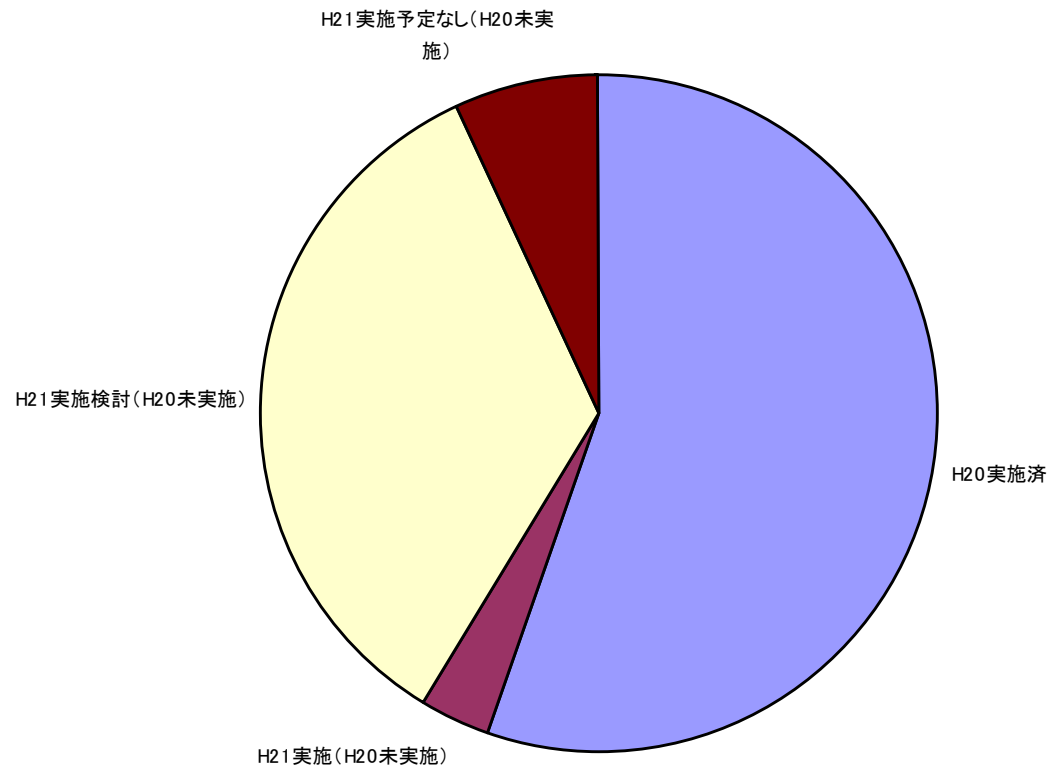
※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(12機関)

見積りを活用する積算方式の導入を推進

○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み
・地元優良企業の育成



※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く

※工事発注の無い機関等を除く

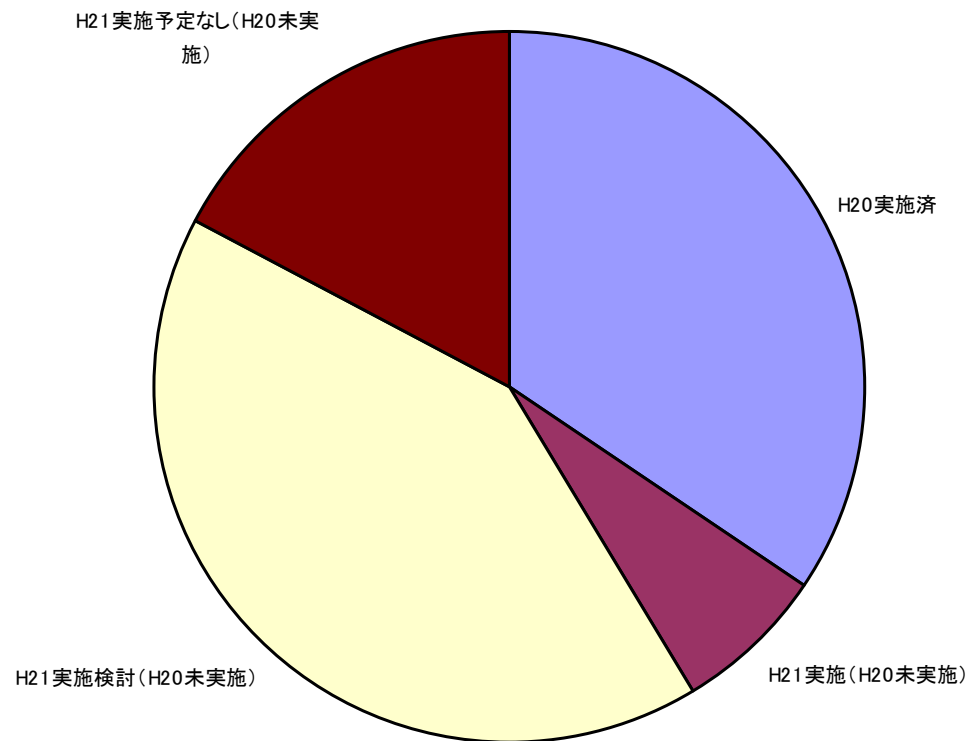
国：国(11機関)

県・政令市：4県3政令市(7機関)

特殊法人等：特殊法人など(11機関)

低入札価格調査(業務)の本格実施を推進

○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み
・地元優良企業の育成



※データは平成21年1月時点の推進方針(予定)である。

※データは国、県、政令市、独立行政法人等を集計したものであり、市町村を除く
※工事発注の無い機関等を除く

国：国(11機関)
県・政令市：4県3政令市(7機関)
特殊法人等：特殊法人など(11機関)

参考資料1

中部地方整備局における品質確保の取り組みについて

平成21年5月13日

目 次

1. 中部地方整備局 低入札価格調査基準価格の見直しについて
2. 中部地方整備局 平成21年度 総合評価落札方式について
3. 中部地方整備局 「設計変更に伴う適切な措置」
4. 「公共工事品質確保の相談窓口」について
5. 入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について

中部地方整備局 低入札価格調査基準価格の見直しについて

低入札価格調査基準価格：

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4～H20.3

【範囲】

予定価格の2/3～8.5/10

【計算式】

直接工事費の額	}	合計額
共通仮設費の額		
現場管理費×0.20		
		×1.05

H20.4～H21.3

【範囲】

予定価格の2/3～8.5/10

【計算式】

直接工事費×0.95	}	合計額
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.60		
一般管理費等×0.30		
		×1.05

H21.4～

【見直し後の範囲】

予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費×0.95	}	合計額
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.70		
一般管理費等×0.30		
		×1.05

※平成21年4月3日以降入札公告をする
工事から適用

○低入札価格調査基準価格については、昨年4月に計算式の見直しを行ったところであるが、ダンピング対策を強化するために、工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、より一層の見直しを行うこととした。

中部地方整備局 平成21年度 総合評価落札方式について(体型)

- ◆ **高度技術提案型** 社会的要請の高い特定の課題に対し、工事自体の価値・工事品質をより向上させる必要のある工事
- ・社会的要請の高い特定課題に対し高度な技術力を審査・評価
 - ・技術対話を通じ技術提案の改善を行う
 - ・技術提案を基に予定価格を作成

形式	分類の考え方(例)
I 型	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足できない 等 ※設計施工一括発注方式 ※標準案を設定しない
II 型	想定される有力な構造形式・工法が複数存在し、発注者として予め一つに絞り込まず幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切 等 ※設計施工一括発注方式 ※標準案を設定しない(複数の候補有り)
III 型	標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益を相当程度高めることを期待 等※標準案有り

- ◆ **標準型** 発注者が示す標準案に対し、施工上の工夫等の技術提案を求め、工事品質の向上を図る必要のある工事
- ・特定課題に対し高度な技術力を審査・評価

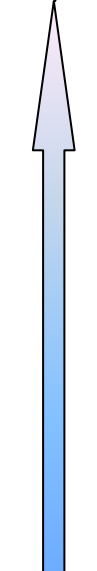
形式	分類の考え方
標準型 I 型	○ 技術的な課題が特に高い ・個々の課題の難易度が特に高い ・個々の課題が複数存在する
標準型 II 型	○ 主要構造物で技術的な課題がある ・難易度の高い課題が存在する
〃 【地域型】	○ 標準型 II 型を適用する維持修繕工事で適用

- ◆ **簡易型** 発注者が示す標準案に対する施工の適切性・確実性が重要な工事
- ・標準案に対する施工能力等の技術力を審査

形式	分類の考え方
簡易型	○ 主要構造物に対する技術的課題が特にないが主要構造物以外に課題 ・工事の技術的特徴を踏まえた標準案の施工の確実性を、簡易な施工計画において確認
〃 【地域型】	○ 簡易型を適用する一般土木及び維持修繕工事で適用
簡易型 II 型	○ 特に重要な課題のない工事 ・工事品質の確保において実績等により確認
〃 【地域型】	○ 簡易型 II 型を適用する一般土木及び維持修繕工事で適用

工事難易度
評価による
技術的難易度

高い

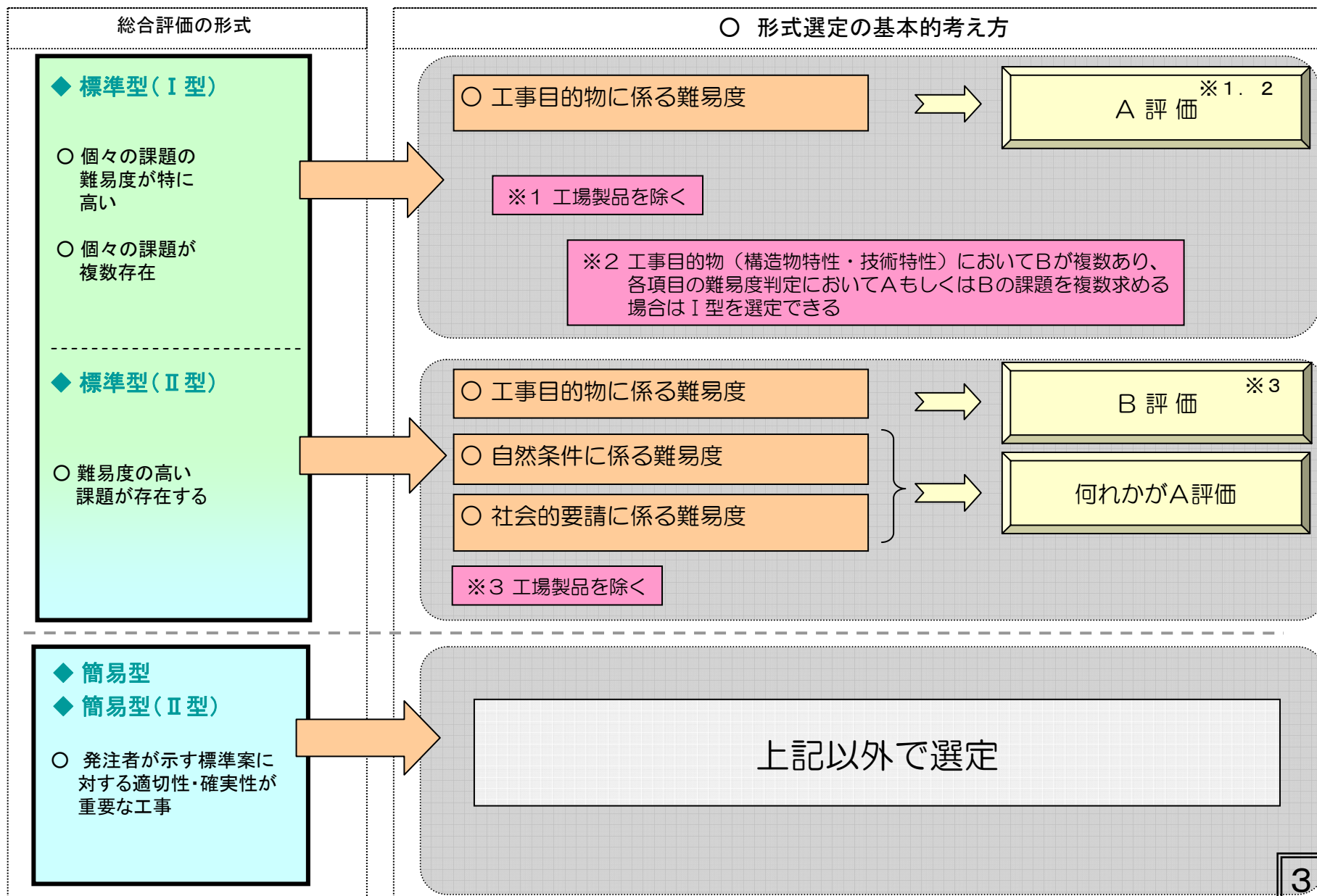


低い

(※)小項目
判定結果

2

中部地方整備局 平成21年度 総合評価落札方式について(工事難易度評価による総合評価落札方式の形式選定)



中部地方整備局「設計変更に伴う適切な措置」～背景～

これまでの多くの設計変更及び契約変更の例

- これまでの設計変更方法は指示簿により行われていた
- 契約変更は工期末に実施

これまでの方法での課題

- 指示簿・・・設計変更に伴う金額の増減や工期については一切触れられていない
- 受注者・・・現場施工を下請企業に依頼する場合、適正な下請契約を締結する必要がある。「建設業法第18条(建設工事の請負契約の原則)」

発注者との契約金額が未定の状況のまま、
下請企業との契約を結ばざるを得ない状況となり、
最終変更額が下請契約金額と乖離を生じている可能性有り。

- 後日の契約変更時・・・これまでの設計変更分を一括して受注者と協議

工期末の契約変更時に金額の乖離発生する事案あり

ここに大きな課題を残すと共に、受注者に対する片務契約の温床

中部地方整備局「設計変更に伴う適切な措置」～概要～

◎背景

◆軽微な設計変更は、指示簿により処理



指示簿の積み重ねによる金額の乖離が発生

◆受・発注者が対等な立場であるとの再認識

◎目的

◇発注者の責務

◇契約の片務性の排除

◇適正な利益の確保

◇下請企業へのしわ寄せの排除

◎措置内容

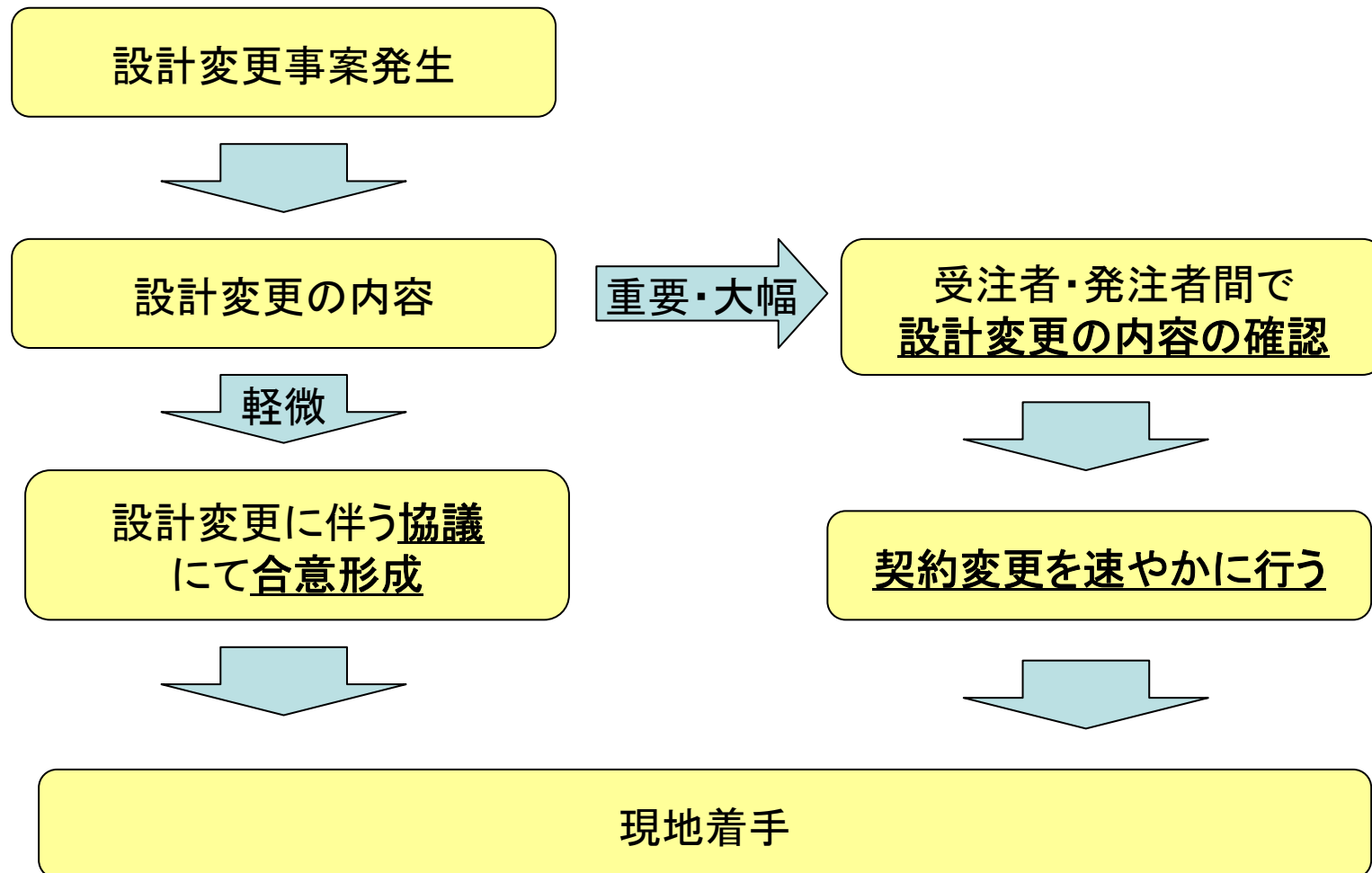
協議簿に下記を記載し、受注者と協議を行い合意形成を得る。

1. 設計変更内容(指示事項)
2. 概算金額 (協議事項)
3. 延長必要日数(協議事項)

◎期待される効果

- ①契約変更の手続きが円滑に行われる。
- ②受・発注者が対等な立場における合意に基づいて、透明、公平な契約が可能となる。
- ③受注者は、変更に伴う概算金額が確認できるため下請契約を適切に行うことが可能となる。

中部地方整備局「設計変更に伴う適切な措置」～手続きフロー～



公共工事の品質確保に関する相談窓口について

国土交通省中部地方整備局ホームページ

公共工事の品質確保とは？

<http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/03.htm>

[整備局トップ](#) > 『公共工事品質確保の相談窓口』一覧

『公共工事品質確保の相談窓口』一覧

「公共工事品質確保の相談窓口」の設置

自治体における設計・積算・入札契約・監督・検査などの技術的な発注者支援について、自治体からの相談に対応するため「公共工事品質確保の相談窓口」を中部地方整備局企画部及び各県に設置致します。

また、公共工事品質確保に関するご意見や相談を下記アドレスで受け付けています。

メールアドレス: [電子メールはこちら>>](#)

お問い合わせ先一覧

機関名	部所名	連絡先	
		電話番号	ファックス番号
国土交通省 中部地方整備局 ※	企画部 技術管理課	(052)953-8131	(052)953-8294
岐阜県	経営管理部 工事検査課 基盤整備部 企画管理課	(058)272-1111	(058)271-9991
静岡県	土木部建設政策総室 技術管理室	(054)221-2130	(054)221-3569
愛知県	建政部 建設企画室	(052)954-6507	(052)961-7028
三重県	県土整備部 公共事業運営室	(059)224-2918	(059)224-3290

※加えて、国土交通省中部地方整備局の出先機関である各事務所の技術系副所長が問い合わせ窓口となっている。

入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について

平成20年12月17日
国土交通省
総務省
財務省

(調査の概要)

- 入札契約適正化法に基づき、国、特殊法人等及び地方公共団体の入札契約制度について毎年度実施状況の調査を実施しており、本年度の調査結果を本日公表。
- 実施状況及び取組方針について、前年度は、国、都道府県及び人口5万人以上の市・特別区を個別公表したが、本年度は、特殊法人等及び全地方公共団体まで公表対象を拡大。

(国及び特殊法人等について)

- 一般競争入札については、全ての機関で導入済。
- 総合評価方式については、国の機関の77.8%(19年度)から83.3%(20年度)、特殊法人等の89.1%(19年度)から95.3%(20年度)に増加しており、導入済の機関が拡大。
- 単品スライド条項については、国の機関の55.6%、特殊法人等の79.5%において適用済又は適用予定。

(地方公共団体について)

- 一般競争入札の導入については、55.2%(19年度)から61.9%(20年度)に増加。
- 総合評価方式の導入については、26.8%(19年度)から44.4%(20年度)に増加しているが、一般競争入札と比較すると不十分。
- ダンピング対策のための低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、80.7%(20年度)の団体でいずれかの制度を採用しており、78.4%(19年度)から増加。
- 予定価格等の事前公表が64.1%(19年度)から65.6%(20年度)、最低制限価格については21.1%(19年度)から20.1%(20年度)と横ばい。
- 単品スライド条項については、43.9%において適用済又は適用予定。

1. 調査について

「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」(以下「入札契約適正化法」という。)に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査しています。また、「公共工事の品質の確保に関する法律」に基づく「公共工事の品質の確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」の取組状況について合わせて調査しています。

本日、平成20年度の調査結果をとりまとめるとともに、入札契約適正化法の対象である、国、特殊法人等及び地方公共団体を対象に、実施状況及び平成21年度以降の取組方針を個別公表しましたのでお知らせいたします。

別紙1:実施状況調査の集計結果

別紙2:入札契約適正化法対象の各団体の実施状況及び取組方針

2. 国及び特殊法人等の取組状況等について

①一般競争入札の導入状況

国においては、全ての省庁において一般競争入札を本格導入しており、平成20年度においては33.3%の省庁において一般競争入札の対象工事を拡大しています。また、特殊法人等においても、全ての法人において一般競争入札を本格導入しており、平成20年度においては38.6%の法人において一般競争入札の対象工事を拡大しています。

	本格導入		試行導入		未導入	
	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1
国	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特殊法人等	98.4%	100.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%

②総合評価方式の導入状況

国においては、平成19年度に77.8%の省庁において総合評価方式を導入(試行導入等を含む。)しており、平成20年度においては導入済の機関が83.3%に増加しました。また、特殊法人等においても、平成19年度に89.1%の法人において総合評価方式を導入しており、平成20年度においては導入済の機関が95.3%に増加しました。

また、平成20年度において、省庁の60.0%、特殊法人等の64.5%において、総合評価方式の導入目標を設定しています。

	本格導入		試行導入		年度内本格導入		年度内試行導入	
	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1
国	33.3%	66.7%	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%	11.1%	5.6%
特殊法人等	60.5%	79.5%	20.2%	11.8%	3.9%	0.8%	4.7%	3.1%
	未導入							
	H19.9.1	H20.9.1						
	22.2%	16.7%						
	10.9%	4.7%						

③単品スライド条項の適用について

単品スライド条項については、本年6月に国土交通省直轄事業において適用したところですが、これを受けて、省庁の55.6%、特殊法人等の79.5%において、当該条項を適用しています(適用予定を含む)。

	適用済み		年度内に適用することが確定している		未適用	
	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1
国		55.6%		0.0%		44.4%
特殊法人等		68.5%		11.0%		20.5%

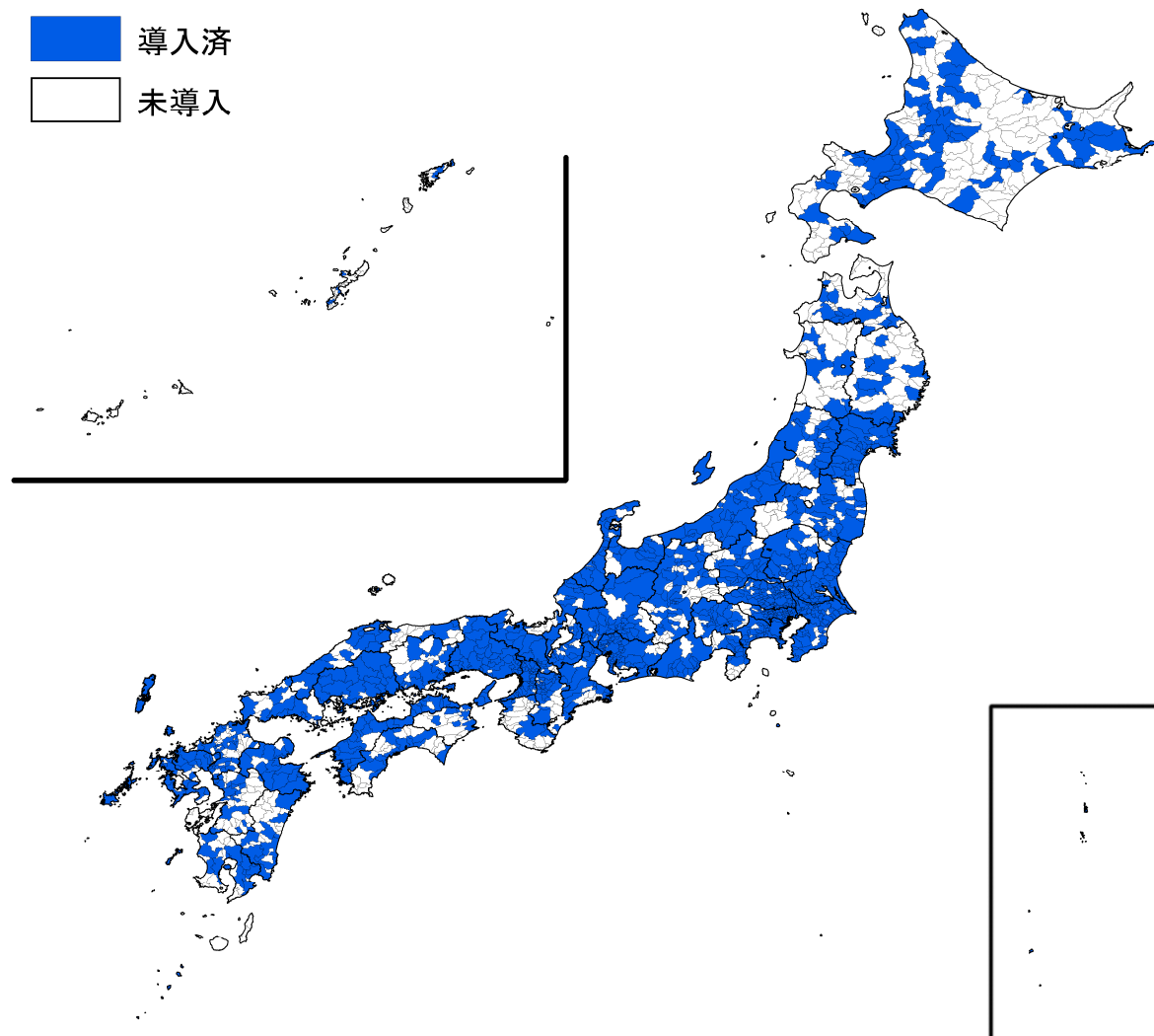
3. 地方公共団体の取組状況について

①一般競争入札の導入状況

都道府県においては、全ての団体において一般競争入札を本格導入しており、平成20年度においては48.9%の団体において一般競争入札の対象工事を拡大しています。また、指定都市においては、全ての団体において一般競争入札を本格導入しており、平成20年度においては52.9%の団体において一般競争入札の対象工事を拡大しています。一方、市区町村においては、一般競争入札の導入率が平成19年度の53.6%から平成20年度に60.6%に増加するとともに、平成20年度において14.4%の団体が対象工事を拡大しています(各団体の導入状況については図1参照)。

	本格導入		試行導入		未導入	
	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1
都道府県	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指定都市	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	38.1%	46.1%	15.5%	14.4%	46.4%	39.4%
計	40.2%	48.0%	14.9%	13.9%	44.8%	38.1%

図1 一般競争導入状況(市区町村)



②総合評価方式の導入状況

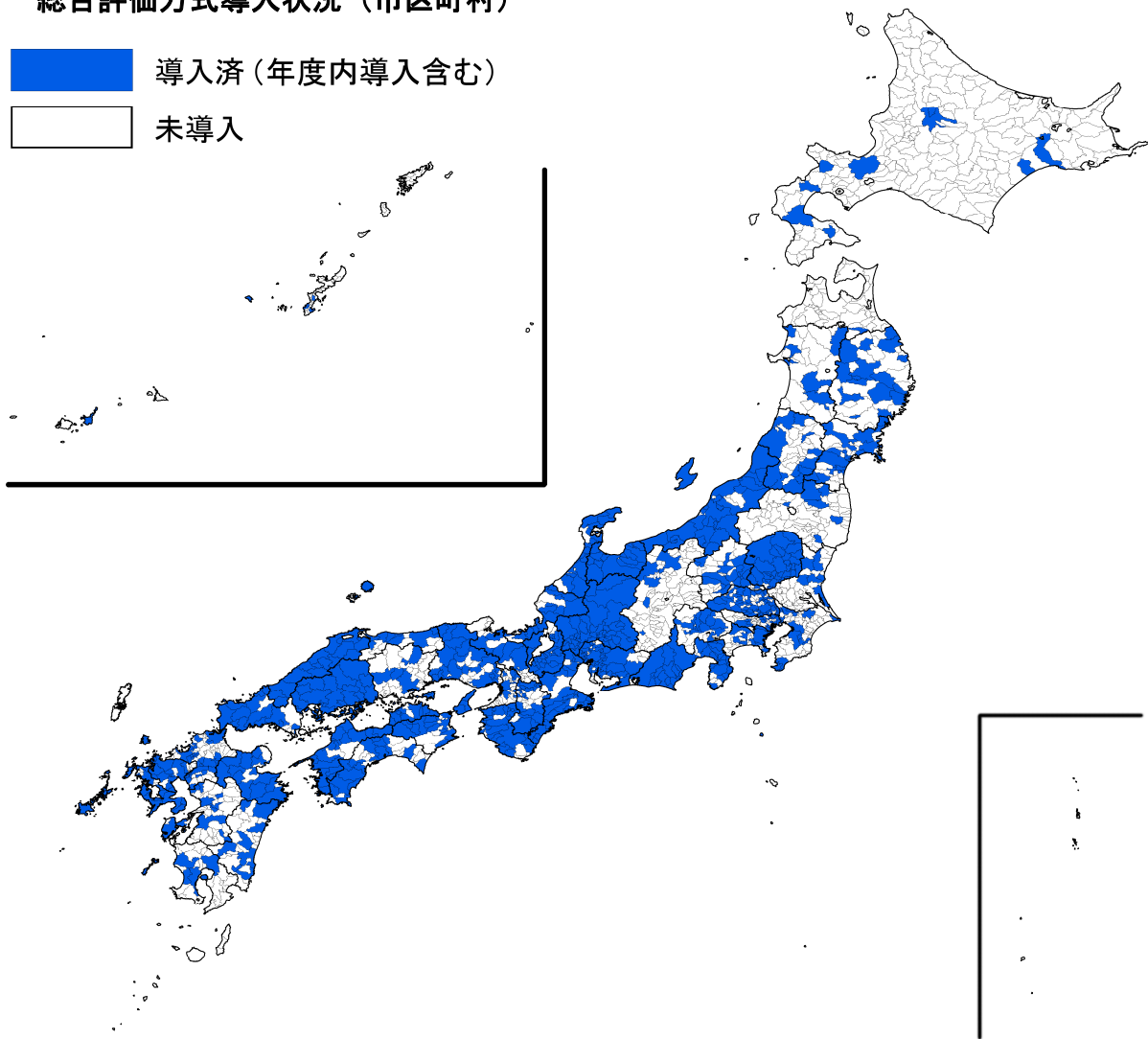
都道府県及び指定都市においては、全ての団体において総合評価方式を導入（試行導入等を含む。）しています。また、市区町村においては、平成19年度に24.3%であった総合評価方式の導入率が平成20年度には42.4%に増加していますが、一般競争入札の導入状況と比較すると不十分な状況にあります（各団体の導入状況については図2参照）。

なお、平成20年度において、都道府県の83.0%、指定都市の94.1%、市町村の42.8%において、総合評価方式の導入目標を設定しています。

	本格導入		試行導入		年度内本格導入		年度内試行導入	
	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1
都道府県	21.3%	42.6%	76.6%	57.4%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%
指定都市	11.8%	17.6%	82.4%	82.4%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%
市区町村	0.7%	2.2%	6.4%	31.0%	0.2%	0.4%	17.0%	8.8%
計	1.3%	3.4%	8.9%	32.1%	0.2%	0.4%	16.5%	8.5%
未導入								
	H19.9.1	H20.9.1						
	0.0%	0.0%						
	0.0%	0.0%						
	75.7%	57.6%						
	73.2%	55.6%						

図2 総合評価方式導入状況（市区町村）

- 導入済（年度内導入含む）
- 未導入



③低入札価格調査制度、最低制限価格制度等のダンピング対策について

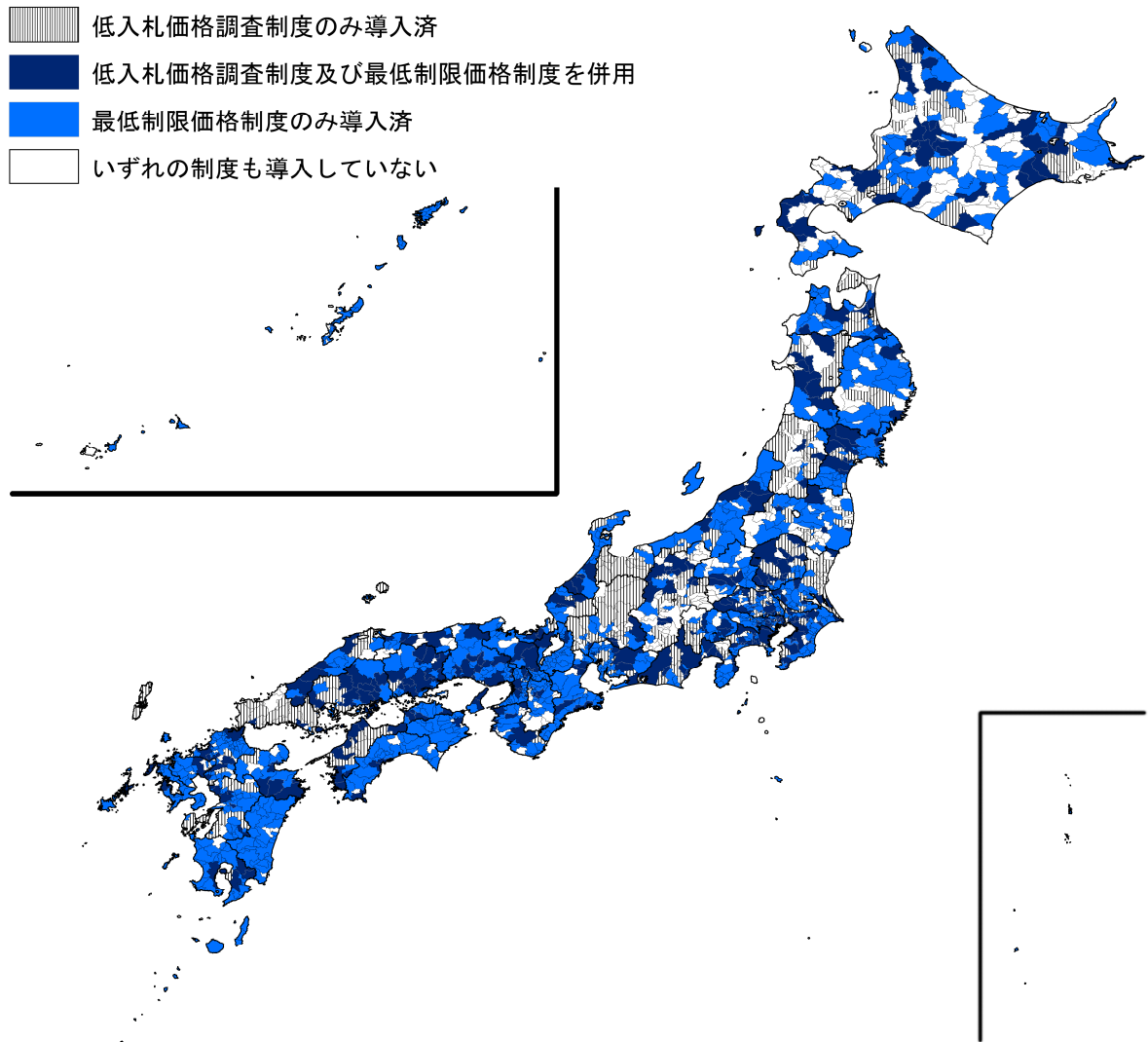
ダンピング対策としての低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、平成19年度に全ての都道府県及び指定都市においていずれかの制度を導入しており、平成20年度においても同様の状況です。一方、市区町村においては、導入割合は平成19年度の77.7%から80.0%に増加しましたが、未だに20.0%の団体でいずれの制度も導入していない状況です(各団体の導入状況については図3・図4参照)。

	低入札価格調査制度のみ導入		低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用		最低制限価格制度のみ導入		いずれの制度も導入していない	
	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1
都道府県	12.8%	12.8%	87.2%	87.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指定都市	11.8%	11.8%	82.4%	88.2%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	13.3%	13.3%	14.8%	17.8%	49.7%	48.8%	22.3%	20.0%
計	13.2%	13.3%	17.2%	20.2%	48.0%	47.1%	21.6%	19.3%

図3 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況(都道府県)



図4 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況（市区町村）



④ 予定価格等の事後公表への移行について

予定価格等の事前公表については、地方公共団体においては、法令上の制約はないことから、事前公表を行うことができるとされていますが、事前公表を行うことにより生じる弊害を踏まえ、事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこととしています。

予定価格等の事前公表（事後公表との併用を含む。）については、都道府県の83.0%（平成19年度及び平成20年度）、指定都市の全て（平成19年度及び平成20年度）、市区町村の64.8%（平成19年度は63.3%）で実施されており、全体としては微増となっています。最低制限価格の事前公表については、導入団体のうち、都道府県の7.3%（平成19年度は9.8%）、指定都市の26.7%（平成19年度は40.0%）、市区町村の20.4%（平成19年度は21.3%）で実施されており、微減となっています。（各団体の導入状況については図5・図6・図7・図8参照）

ア. 予定価格等の公表

	事前公表のみ		事前公表及び 事後公表の併用		事後公表のみ		未公表	
	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1
都道府県	61.7%	68.1%	21.3%	14.9%	17.0%	17.0%	0.0%	0.0%
指定都市	52.9%	76.5%	47.1%	23.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	44.4%	52.8%	18.9%	12.0%	24.8%	22.9%	11.9%	12.3%
計	44.9%	53.4%	19.2%	12.2%	24.4%	22.5%	11.5%	11.9%

図5 予定価格等事前公表（都道府県）

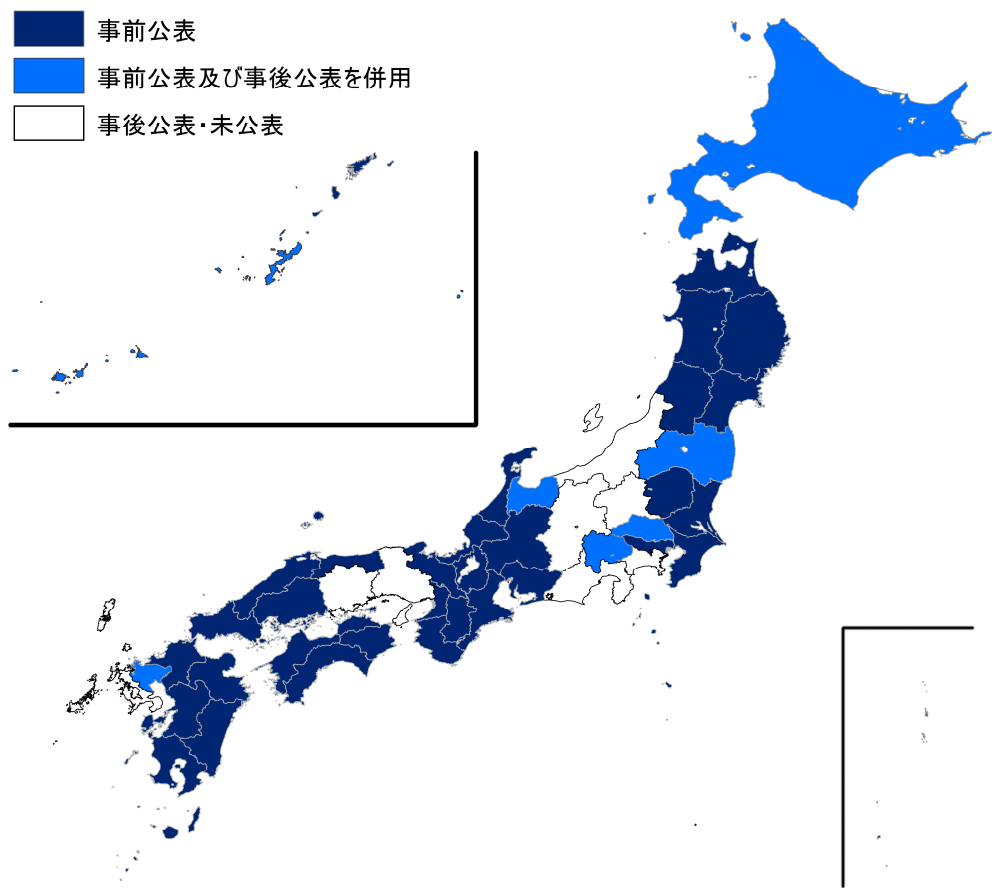
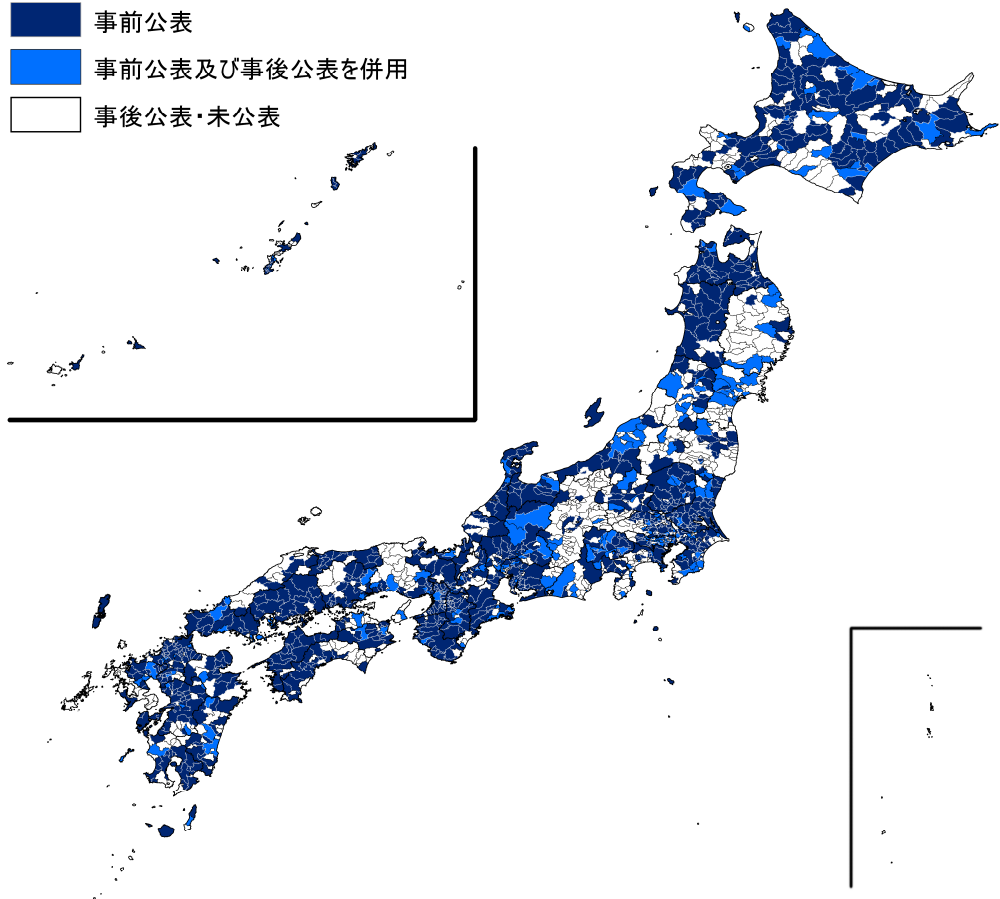


図6 予定価格等事前公表（市区町村）



イ. 最低制限価格の公表

	公表済み (事前公表)		公表済み (事後公表)		未公表	
	H19. 9. 1	H20. 9. 1	H19. 9. 1	H20. 9. 1	H19. 9. 1	H20. 9. 1
都道府県	9. 8%	7. 3%	63. 4%	73. 2%	26. 8%	19. 5%
指定都市	40. 0%	26. 7%	60. 0%	73. 3%	0. 0%	0. 0%
市区町村	21. 3%	20. 4%	34. 2%	38. 5%	44. 5%	41. 1%
計	21. 1%	20. 1%	35. 5%	40. 0%	43. 4%	39. 9%

※ 最低制限価格制度を採用していない発注機関を除く。

図 7 最低制限価格事前公表（都道府県）

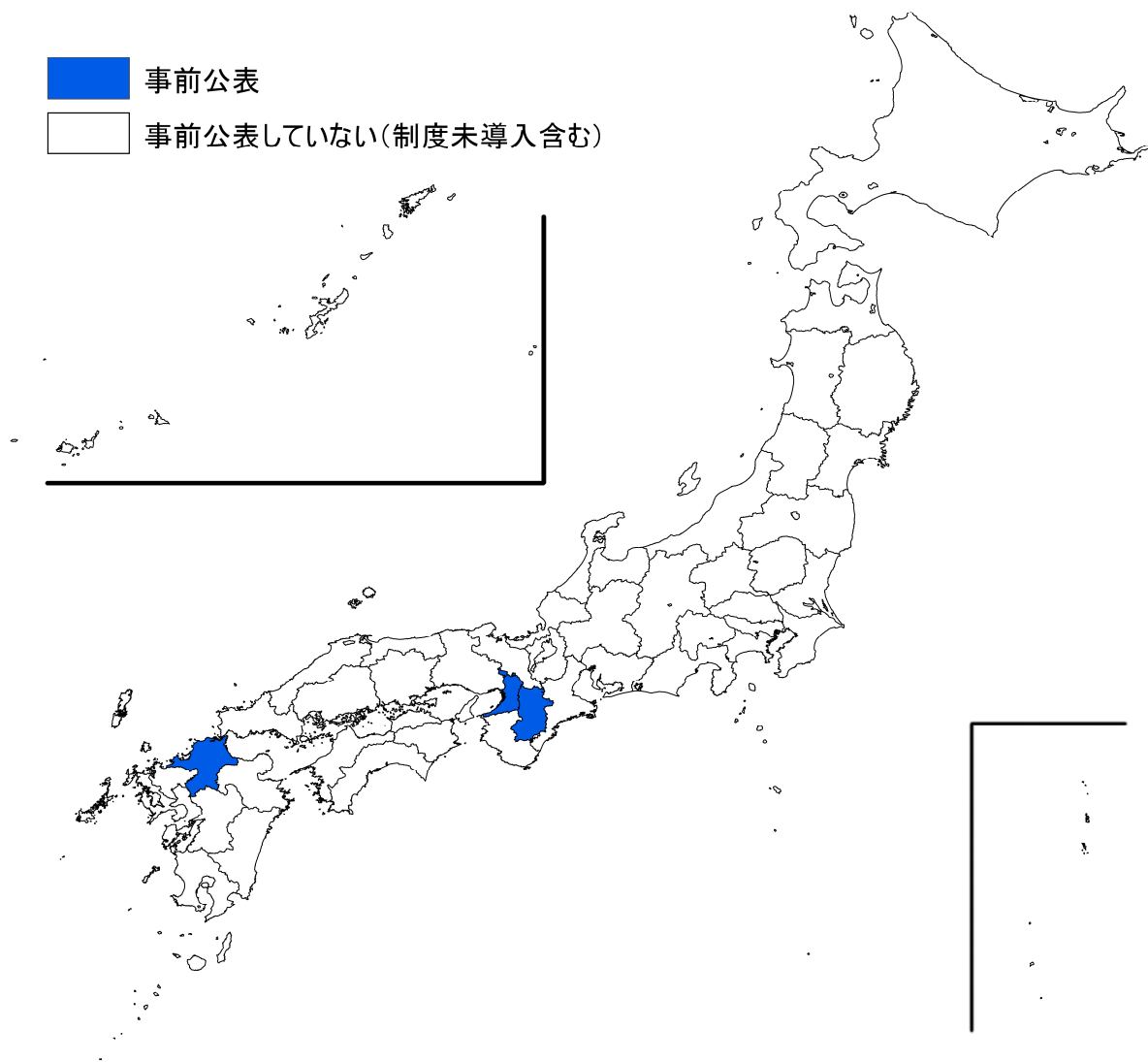
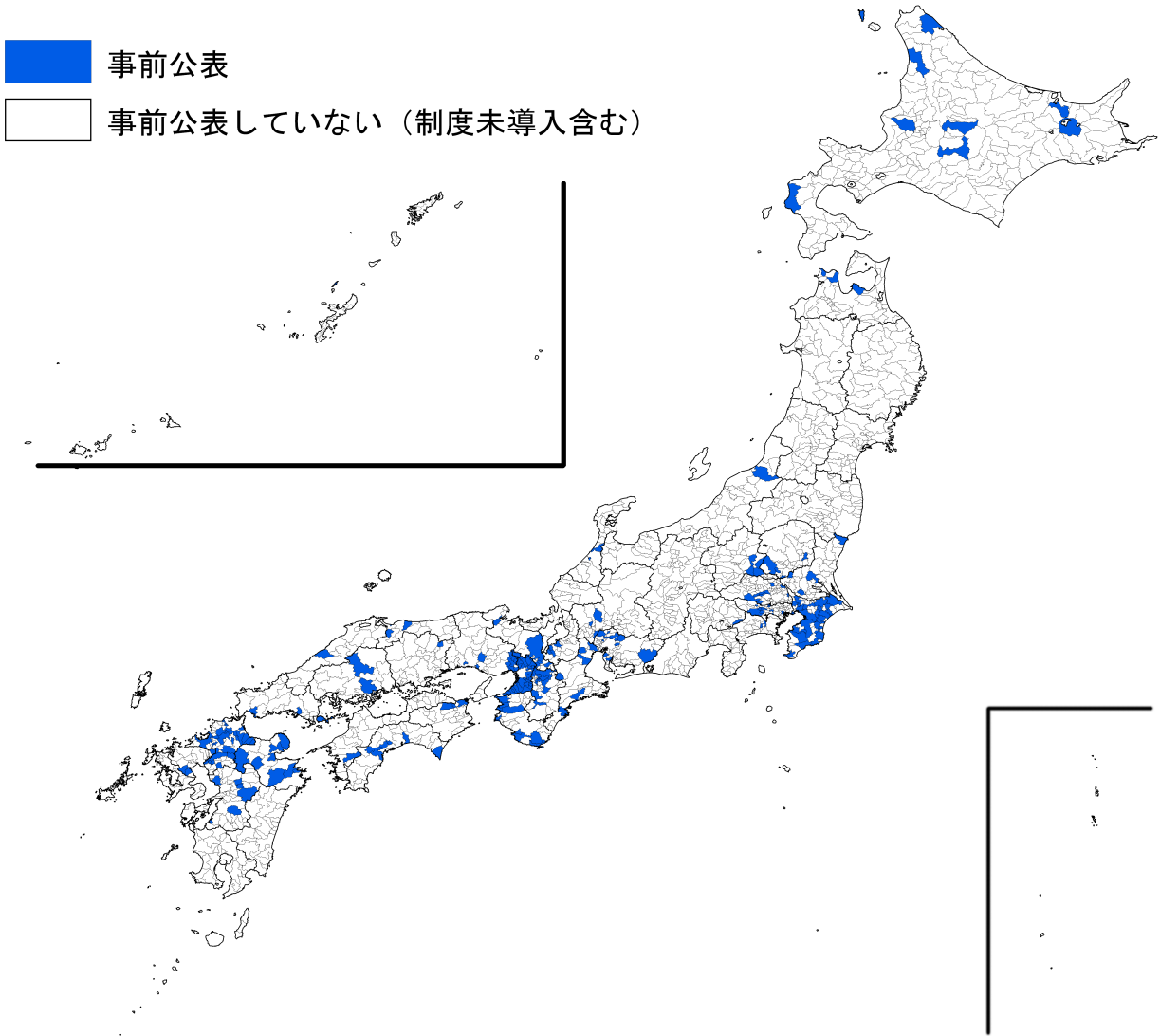


図 8 最低制限価格事前公表（市区町村）

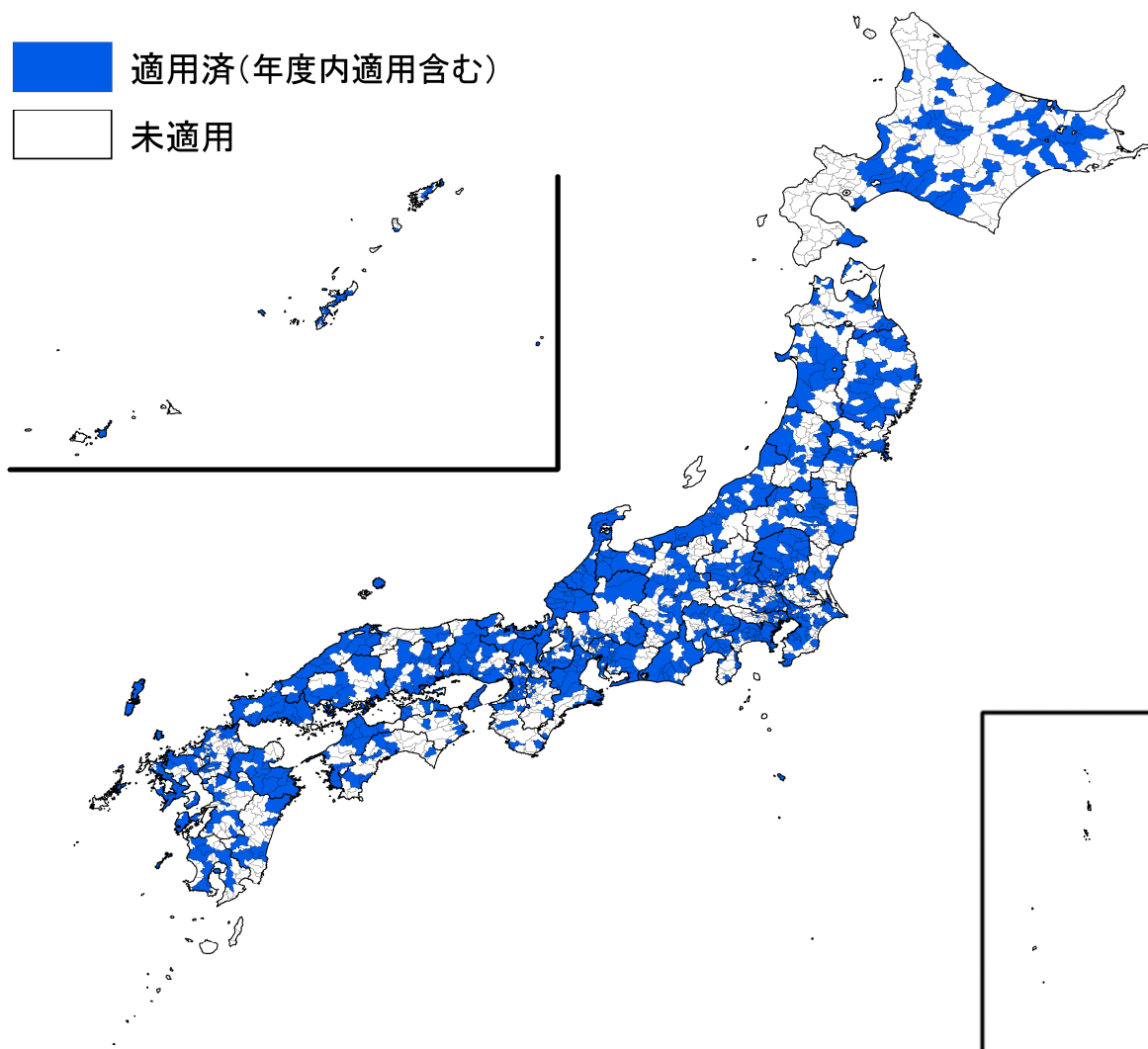


⑤単品スライド条項の適用について

公共工事標準請負契約約款の第25条5項に規定する、いわゆる「単品スライド条項」については、都道府県、指定都市の全て、市区町村の41.9%において、当該条項を適用しています（適用予定を含む）（各団体の導入状況については図9参照）。

	適用済み		年度内に適用することが確定している		未適用	
	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1	H19.9.1	H20.9.1
都道府県		100.0%		0.0%		0.0%
指定都市		100.0%		0.0%		0.0%
市区町村		34.5%		7.4%		58.1%
計		36.7%		7.2%		56.1%

図9 単品スライド条項適用について（市区町村）



参考資料2

受注者による発注者の業務評価に関する取り組み事例

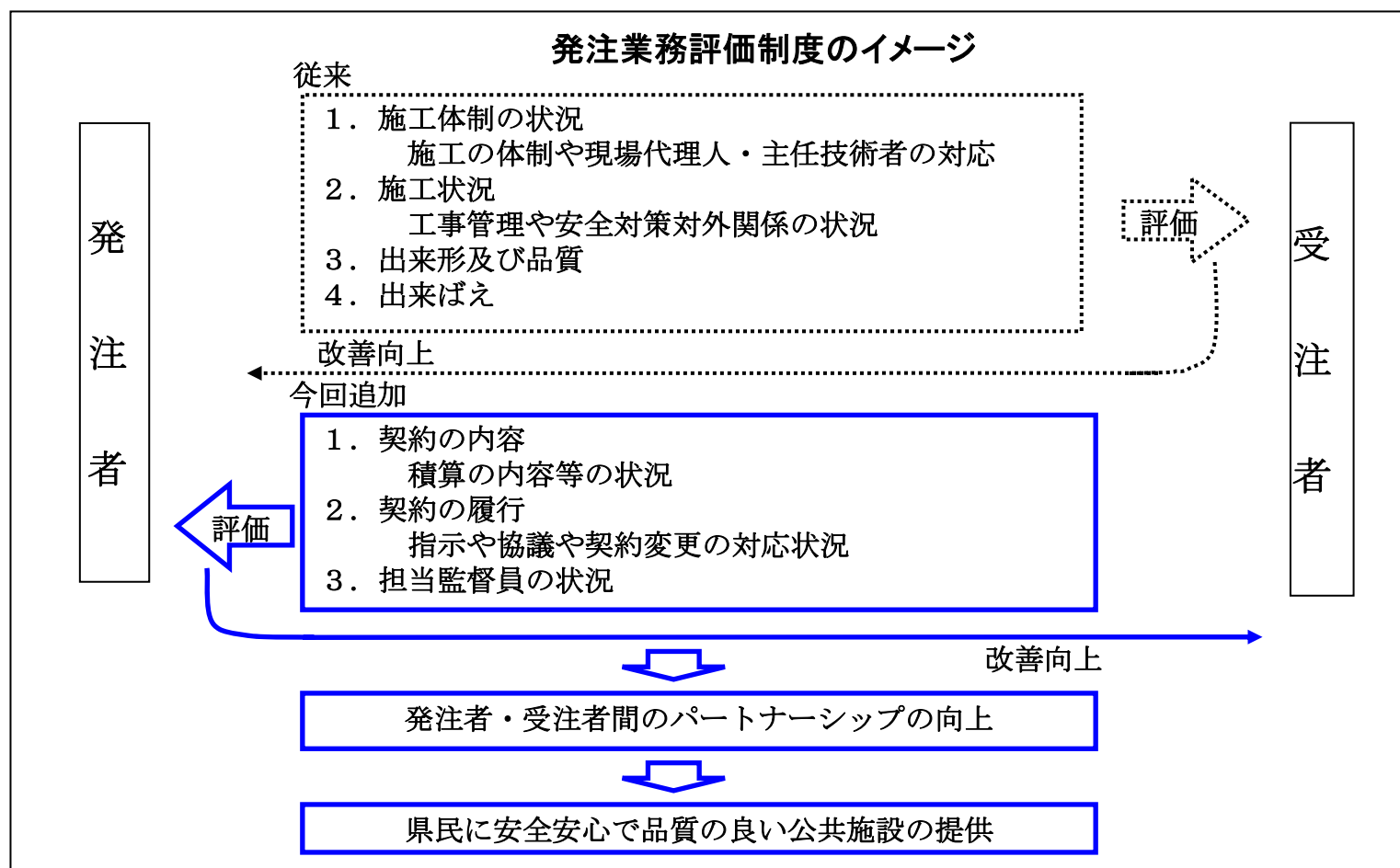
平成21年5月13日

受注者による発注者の業務評価について(長崎県建設業協会)

長崎県建設業協会における事例 ～受発注者間のパートナーシップ向上～

1. 目的

- ・より良い公共施設(によるサービス)を国民に提供するため、公共工事の発注者と受注者が協力して適切な契約の履行に努力する必要がある。
- ・従来より発注者は「工事成績評定」を行っているが、今日、発注者責任の重要性が増し、受注者が「発注業務評価」を行うことで、課題への改善を図る。



受注者による発注者の業務評価について(長崎県建設業協会)

長崎県建設業協会における事例 ～受発注者間のパートナーシップ向上～

2. 評価の概要

- ・工事検査が終了し、工事成績評定が通知された後、概ね2週間以内に評価を実施。
- ・評価は、受注者側の代表者の責任で、工事に配置された監理技術者、現場代理人など複数の関係者の意見を調整して作成。
- ・評価項目は、契約の内容など3つの大項目、設計金額など11の中項目、33の細項目に分け、3段階評価。

発注業務評価表

評価大項目	評価中項目	評価細項目	評価点	
契約の内容 (32点満点)	設計金額	積算条件は現場に適合していたか	2点・1点・0点	
		工事に必要な工種等はすべて計上したか	4点・2点・0点	
		歩掛りは適切だったか	2点・1点・0点	
		単価は適切だったか	2点・1点・0点	
		数量は適切だったか	2点・1点・0点	
	設計図書	設計図書等は適切だったか	2点・1点・0点	
		設計図書に関する質問への回答は適切だったか	2点・1点・0点	
事前調整	用地取得などは終了していたか	2点・1点・0点		
	関係機関との協議は終了していたか	4点・2点・0点		
契約の履行 (32点満点)	施工方法	地元説明・調整は終了していたか	2点・1点・0点	
		設計計画等は現場条件に適合していたか	2点・1点・0点	
		適正で安全な施工は確保されていたか	2点・1点・0点	
		工期	適切な工期となっていたか	2点・1点・0点
		発注時期	発注時期は適切だったか	2点・1点・0点
	協議など	協議等の手続き方法は適切だったか	2点・1点・0点	
		協議等の内容は適切だったか	2点・1点・0点	
協議等への対応は迅速・的確に行われたか		4点・2点・0点		
担当監督員の 対応 (36点満点)	甲乙対等の立場で対応したか	契約内容を遵守したか	4点・2点・0点	
		設計変更	契約変更の手続き方法は適切だったか	4点・2点・0点
		変更契約の内容は適切だったか	4点・2点・0点	
		工事中止の手続きは適切に行われたか	2点・1点・0点	
		検査	検査方法は適切だったか	2点・1点・0点
	検査内容は適切だったか		4点・2点・0点	
	技術力	工事成績評定は適切に行われたか	2点・1点・0点	
関係法令などを十分理解していたか		必要な技術力を十分有していたか	4点・2点・0点	
		判断力・指導力を十分有していたか	4点・2点・0点	
		契約の内容を十分理解していたか	4点・2点・0点	
		設計・積算内容を十分理解していたか	4点・2点・0点	
	施工計画・施工体制内容を十分理解していたか	4点・2点・0点		
対応	契約履行における対応は適切だったか	6点・3点・0点		
	対応はパートナーシップに基づくものだったか	6点・3点・0点		



出典: 日刊建設通信新聞